

資料編

- 提示スライド
- ワークシート
- 配布資料

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

B. 危険等発生時対処要領(=危機管理マニュアル)の作成等
「第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るために、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。」

「2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。」

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

【施策目標（1～4）】

- 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。
- 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。
- 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。
- 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

中央教育審議会（2017）「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」

文部科学省（2017）「第2次学校安全の推進に関する計画」

- ・目ざすべき姿
- ・施策目標1～12

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

【施策目標（5～8）】

- 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域（生活安全・災害安全・交通安全）全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。
- 全ての学校において、学校管理体制下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。
- 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。
- 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

<段階I>

「事前」のリスク・マネジメント（risk management）

- ～予防する
- ～日頃から、何に取り組むべきか？
- ①点検
- ②避難訓練
- ③教職員研修
- ④安全教育

(3) 危機管理の3つの段階 ～いつ、何に取り組むべきか～

<段階II>

「発生時」のクライシス・マネジメント（crisis management）

- ～命を守る
- ～危機が発生した際に、何に取り組むべきか？

- ①初期対応
- ②連携・協働

(3) 危機管理の3つの段階 ～いつ、何に取り組むべきか～

<段階III>

「事後」のクライシス・マネジメント（crisis management）

- ～復旧・復興する
- ～初期対応が終わった後に、何に取り組むべきか？
- ①事後の対応
- ②心のケア
- ③調査・検証・報告・再発防止等

表 学校における危機の分類

分類	内容（例）	
①児童・生徒にとっての危機		
教育活動	学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症、運動時の事故
	その他	学校施設利用中の事故、不審者の侵入
登下校	交通事故	死傷事故等
	不審者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健康	感染症	新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染、突然死
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入
問題行動等	非行事件	万引き、暴力、器物損壊、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷
施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等
②教職員にとっての危機		
教職員	不祥事	飲酒運転、交通事項、体罰、セクハラ等
	健康管理	心身の不調による業務への影響
	保護者	保護者に対する不適切な対応、不当要求やクレーム
③（児童・生徒を含む）保護者・地域住民にとっての危機		
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等
教育活動	学校行事	学校行事等の事故

(出典:新潟県立教育センター「安全な学校づくりを目指す危機管理講座【資料編】」を柳澤が一部改変)

学校の危機管理研究Ⅰ 第1回 学校の危機管理と学校安全の考え方

付録

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえたうえで、学年指導要領とともに必要な内容を記載してください。

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようしよう
思いやり・親切	家庭愛	勇氣	勤勉努力	節度節制	愛校心
・竹ひご・つまようじ、きりの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ・ステープラの使い方	・はさみの使い方	・普遊びの安全な使い方	・移植ごとの使い方
			・自然災害からの復旧・復興（6）		
・商品の正しい使用・管理・廃棄	・流れる水の働き ・河川の働きと水害 ・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・土地のつくりと変化 ・（地盤・津波・火山活動と災害） ・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・夜間観察の安全	・試験管、ビーカー、フラスコ、ガラス管の使い方	
接着剤・ニス等の造形活動で使用する材料や用具等の安全な扱い方					
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包子の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」（5年）「社会の一員として活動しよう」（6年）					
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ・廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ・安全な登下校	安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ・危ないものを見ついたとき	◎身近な道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがをしないために
◎室内での安全な過ごし方 ・校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ・凍結路の安全な歩き方	・「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関する道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ・校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上で起る事故の防止策 ・安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ・凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ・安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・修学旅行	・収穫祭、音楽発表会	・避難訓練（火災）	・学年発表会	・ありがとう集会 （地域の見守り隊等） ・避難訓練（地震）	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域バトロール意見交換会	・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・学校安全における先進的な実践校の視察	・防災に関する研修（訓練時）	・各種訓練結果の検証と各マニュアルの見直し	・災害共済給付、交通事故の事例等から指導のポイント分析	・安全教育の指導計画作成に向けた考え方

「学校の危機管理研究Ⅰ」「第1回：学校の危機管理と学校安全の考え方」ワークシート①

「学校で想定される危機」

氏名（ ）

	想定される危機	グループ協議後	自校の課題
1. 児童・生徒 にとっての 危機			
2. 教職員 にとっての 危機			
3. 保護者・ 地域住民 にとっての 危機			

「学校の危機管理研究Ⅰ」「第1回：学校の危機管理と学校安全の考え方」ワークシート②

「学校安全計画」と校務分掌

氏名（ ）

自 校 の 危 機 管 理 の 現 状	「学校安全計画」	校務分掌
自 校 の 危 機 管 理 の 課 題		

学校の危機管理研究Ⅰ 第2回 授業計画

「学校の危機管理と積極的生徒指導」(毛利、野村、津山)

(8月2日午前、2コマ目)

- ・積極的生徒指導における危機の捉え方、子どもの安全と成長のためのリスクティкиングとリスクヘッジ、クレーム時代の中の学校と教師、危機に対応できる管理職の在り方について考察する。

(1) 教育における危機をどうとらえるか

- ・もうひとつの危機概念・・教育の非連続形式としての危機、教育の冒險的性格
- ・危機に対する二重の態度・・リスクティкиングとリスクヘッジ、敏感と鈍感のあいだ

参考: O.F.ボルノー『実存哲学と教育学』理想社

毛利 猛 『哲学の講堂—中学生の君たちに』協同出版

(2) クレーム時代の中の学校と教師

- ・教育の市場化とクレーム社会の到来
- ・クレーマー化するメディアと「正義」の暴走、萎縮する学校現場
- ・教育崩壊・・最大の危機としての「立ち去り型サボタージュ」

参考: 内田 樹 『街場のメディア論』光文社新書

鳩崎政男 『学校崩壊と理不尽クレーム』集英社新書

(3) 学校危機とマニュアル化の問題

- ・マニュアル化は必要、しかし「落とし穴」も
- (演習) マニュアル化に伴う弊害・陥罪にどのようなものがあるだろうか。その問題を克服するためにはどうしたらよいだろうか。
- ・「ミスに強い」組織に変える

参考: 畑村洋太郎『失敗を生かす仕事術』講談社現代新書

中田 亨 『「事務ミス」をナメるな』光文社新書

(4) 危機に対応できる管理職の在り方

- ・ゆとりを生む時間管理・・管理職の1日、どうやって「ゆとり」を生むのか。
- ・学校の信頼感、教職員のモラルは、どうしたら高まるのか。「立ち去り型サボタージュ」を生まないような学校のリスクマネジメントとは。

① 文化祭まあと3日、残された時間は少なくなりましたが、限られた時間のなかで、皆で協力して準備し、練習してほしいと思います。私が見たところ、追い詰められた時の附中生は、強い。最後の踏ん張り、仲間との力の結集。そこには、目を離さるものがあります。文化祭の成功に向けて、ラストスパートをかけてほしいと思います。

② さて、今日は「敏感と鈍感のあいだ」という話をします。普通、私たちは「敏感」という言葉にはプラスの評価を込めて使い、「鈍感」という言葉をマイナスの意味合いで使います。

「敏感な人」は、鋭く、かしこい人。「鈍感な人」は、鈍くて、愚かな人、というように。確かに、「あなたは、敏感な人ですね」と言わされたら、ほめられたことになり、「敏感な人ですね」と言わされたら、貶されたことになります。

③ ただし、敏感であることも、過ぎれば「過敏」と呼ばれます。過敏という言葉は、あまりよい意味では使われません。「過敏な人」という言方にには、マイナスの評価が込められています。

④ また、普通はマイナスの意味で使われる「敏感」のほうも、渡辺淳一さんの「敏感力」という本のタイトルのように、人間の好ましいやり方を言い当てる言葉として、使用することができます。

⑤ もし、「敏感力」になぞらえて「敏感力」という言葉を使うなら、人間が生きでいく上で、「敏感力」と「鈍感力」は、ともに必要であると言えそうです。私は、「鈍さ(鈍く見抜く力)」と「鋭さ(はおおらかにやり過ごす力)」は、両方とも大切であると考えています。

一見、ささいなことのように見えることのなかに、看過できない問題を鋭くかぎとする敏感さと、必要以上に問題を大きくしないおおらかさは、ともに必要です。逆にいえば、敏感さにも鈍感さにも、それが過過ぎると、落とし穴があります。鈍感(おおらか)であればよいところで、敏感に過ぎると、過敏な反応と呼ばれます。敏感であるべきところで、敏感に過ぎると、愚鈍と呼ばれます。

⑥ 小さな子どもが母親の前で泣ける。小さな憎を打つ泣いています。お母さんはあわてて子どものところ駆け寄り、ひざをみます。よかったです。大したことはありません。ところが、子どもは、最初の痛みが去っても、泣き続けるでしょう。そんな時、日本のお母さ

んは、どうしますか。小さな憎をさすってやりながら、こう言いますよね。「痛いの、痛いの、飛んで行け」って。これは、(こけたショックに囚われたまま、最初の痛みの房になっている)子どもの気持ちをなまざらせるおまじないのような言葉ですが、子どもが相撲を寄せる母親が、子どもの身の上に起ったことを、大事ではないもの(飛んで行ってしまうようなもの)として、小さく扱うことで子どもを落ち着かせているのです。

⑦ 私たちは、何を「大したこと」として大きく扱い、何を「大したことではない」として小さく扱うのか、何を大事(重要な問題)と考え、何を些細なこと考えるのか。その判断をいつも迫られます。困ったことに、小さく扱えばよい問題を大きくしてしまって、大きく扱うべき問題を小さく扱ってしまいます。純感(おおらか)でよいところで敏感(過敏)な人はほど、本当に敏感であるべきところで純感であるように思います。

⑧ 今、私たちの周りでは、新型インフルエンザが流行しています。私たちは、予防に努めると同時に、過度に心配しすぎてもいけません。感染力は強いですが、弱毒性ですから、治療すれば治ります。マスクや消毒液に頼られて、過剰に反応する人に限って「のど元過ぎれば何とやら」で、油断してしまいます。現代の日本人にはそういう傾向がありますが、私たちは、これを過度に警視することなく、過剰に反応することもなく、感染予防に努めながら、かりに感染しても、それぞれが取るべき対応を、落ち着いて取りたいと思います。

⑨ 敏感力と鈍感力をともに兼ね備えた附中生、あるいは「敏感と鈍感のあいだ」で、大事なことは鋭く反応しつつ、些細なことにはおおらかにやり過ごせる附中生、そして、周囲を気遣うことができる附中生であってほしいと思います。

学校の危機管理研究Ⅰ 第5・6回

学校の危機管理と 教職員のメンタルヘルスⅠ・Ⅱ

香川大学教職大学院
宮前淳子・野村一夫・津山勝義

授業の流れ

前半	後半
(1)メンタルヘルスの現状 (2)精神疾患の特性 (3)演習 不調のみられる教員への支援	(1)香川県における職場復帰支援 (2)演習 病気休暇の申し出があったとき (3)まとめ・質疑応答

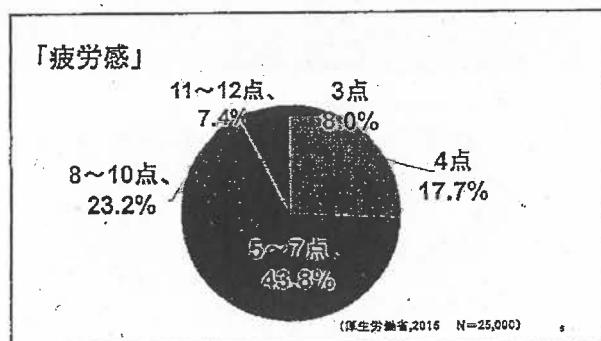
ワークシート1 ストレスチェックをしてみよう

(1)最近1か月くらいのあなたの様子にあてはまるものを1つ選び、数字に○をつけましょう。

(2)気になる人を一人思い浮かべてください。
その人(〇〇さん)の気持ちになって○をつけてみましょう。

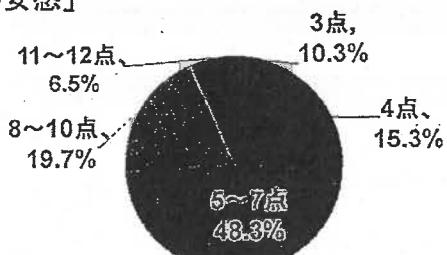
「疲労感」

理 想 的	3-4
平 均 的	5-7
注 意	8-10
要 注意	11-12

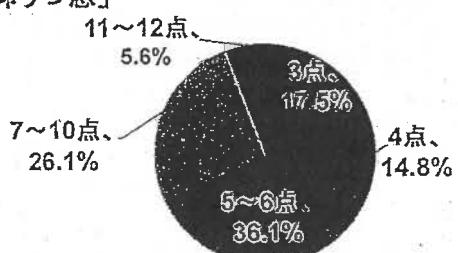
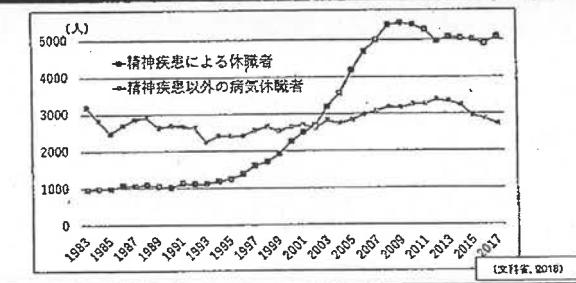
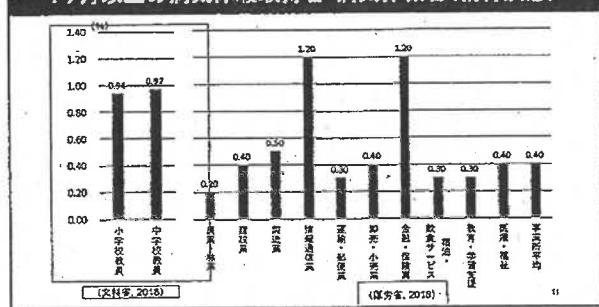


「不安感」

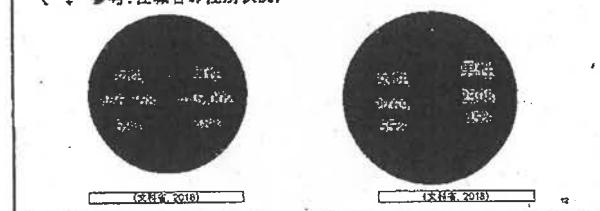
理 想 的	3-4
平 均 的	5-7
注 意	8-10
要 注意	11-12

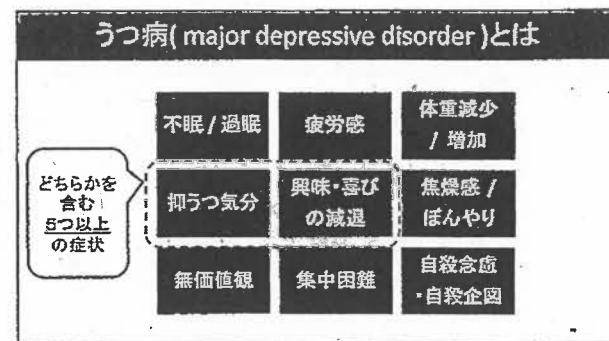
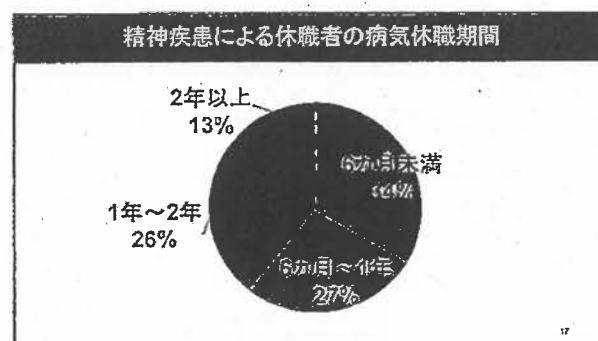
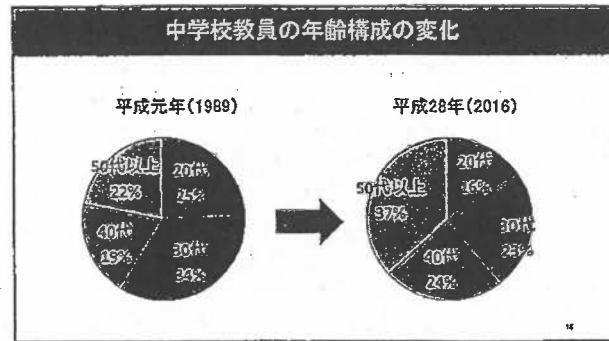
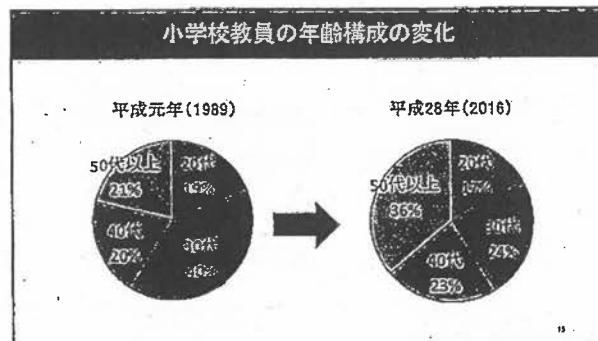
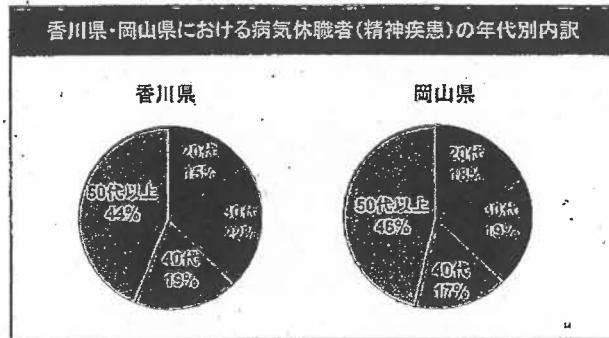
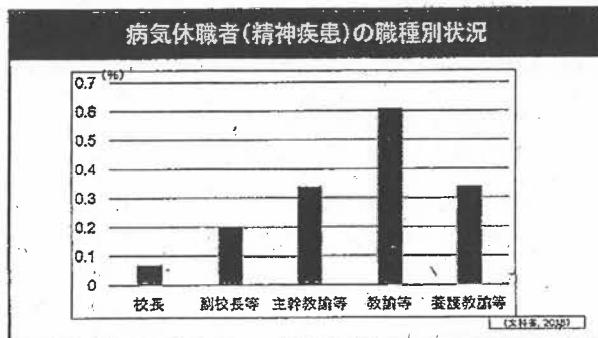
「不安感」**「抑うつ感」の合計**

理想的 > 3-4
平均的 > 5-6
注意 > 7-10
要注意 > 11-12

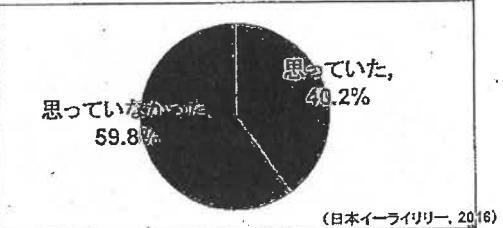
「抑うつ感」**病気休職者数(教育職員)の推移****1ヶ月以上の病気休暇取得者・病気休職者(精神疾患)****平成29年度 病気休職者(精神疾患)の性別状況**

(↓ 参考:在職者の性別状況)





自分がうつ病になる可能性があると思っていたか？

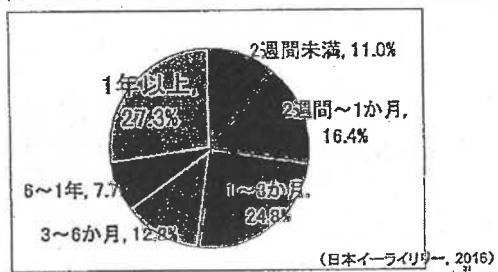


うつ病の現状

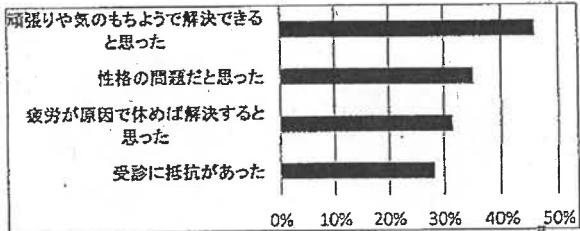
- (1) うつ病にかかる可能性
日本では… 15人に1人 (川上, 2016)
- (2) うつ病の患者数は増加
(躁うつ病を含む気分障害: 2008年に100万人を超えた)
- (3) 男性のピークは 40~50代、女性のピークは 40代

20

最初に医療機関を受診するまでの期間

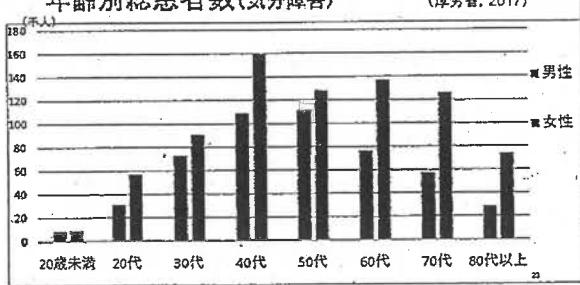


6ヶ月以上、受診しなかった理由



年齢別総患者数(気分障害)

(厚労省, 2017)



うつ病の原因

- (1) 脳内の神経伝達物質(機能低下)が関連
- (2) 環境要因の影響
 - 人間関係のトラブル(職場, 家庭, 友人)
 - 慢性的な多忙, 長時間の労働
 - 役割の変化, 増大 (職場, 家庭)
 - 大切な人, ものを失う(家族, 健康, 仕事など)

(3)病前性格

- ・責任感が強い
 - ・几帳面、完全主義（頼れない・まかせられない）
 - ・人のせいにできない
 - ・自分さえ我慢すれば、と思ってしまう
 - ・他人の評価を気にする
- うつ病を悪化させる要因である

うつとお酒

- ・落ち込んだ気分を何とかしたい…
- ・うつに伴う不眠の苦しさ（寝酒）
- ・しんどいけど、自分で乗り越えたい

しかし…

- ・アルコールはうつの症状を強めてしまう
- + 睡眠障害を悪化させる

うつ・お酒・自殺 ⇒ 死のトライアングル

急性の影響

（死んでしまいたい）→ アルコールによる判断力低下

慢性の影響

長期のアルコール依存 ⇒ うつ状態
飲酒トラブル ⇒ 周囲との関係悪化、孤立

「うつ状態」… だけどうつ病じゃない？

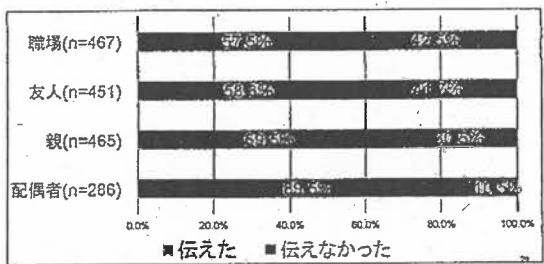
- ・ハイテンションでバリバリ仕事
- ・睡眠不足でも元気！
- ・無謀な行動をしてしまう



双極性障害

- ・抑うつ状態
- ・疲労感、不眠等の身体症状
- ・強い不安、自己嫌悪、自殺念慮

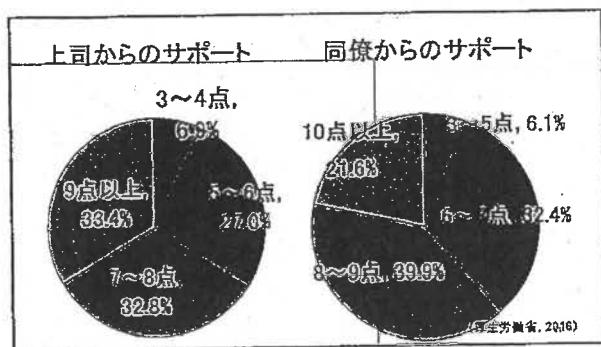
うつ病と診断されたことを、人に伝えたか



ワークシート2 ソーシャル・サポート

(1)まず、あなた自身のことについて回答してみましょう。

(2)気になる人を一人思い浮かべてください。
その人（〇〇さん）の気持ちになって○をつけてみましょう。



演習1 “A先生からの相談” (ワークシート3)

あなたは○○小学校(中学校)の教頭先生です。
あなたは、少し前から、A先生に元気がないことに気づいていました。
そこで、6月に入ったある日、A先生に声をかけ、
2人で話すことにしました。

順番を決め、ワークシート3に記入しましょう

- ・教頭先生の役（聴く人）
 - ・A先生の役（話す人）
 - ・観察する人
- ⇒ それぞれ、1回 5分間ずつ担当します

1 事例1：小学校教諭（20代）

- ・担任役の方は、A先生になりきって下さい！
話しやすいところから、話してみましょう。
- ・観察の先生は、良いところをメモしていきましょう。

1

ワークシートに記入しましょう

- ・A先生と観察の先生
→ 教頭①先生の良かったところを書きましょう
- ・教頭①先生
話してみて、どうでしたか。感想を書きましょう。

共有しましょう

1. 【事例1】から順番に、意見や感想を3人で共有しましょう。
2. 6人グループになり、小グループで出た意見や感想について共有しましょう。
疑問に感じたことがあれば、それも共有してみましょう。

まとめ

1. よく聞いて、気持ちを受け止めましょう
2. 頑張っていること、心配なところを伝えましょう
(必要に応じて受診をすすめる)
3. 今できていることが続けられるように支援しましょう

相談することで、「強い不安や悩み、ストレス」は解消されましたか？



(厚生労働省、2013)

相談することで、強い不安や悩みは解消されたか



(厚生労働省、2013：労働者健康状況調査)

演習2 病気休暇の申し出があったとき

あなたは ○○小学校・○○中学校 の教頭先生です。
B先生は 年生の担任です。クラスには落ち着きのない子どもが複数いて、個別の指導や保護者対応に追われ疲弊していました。
10月のある日、突然起きられなくなりました。精神科を受診したところ「うつ病」と診断され、病気休暇に入ることになりました。
医師からは、少なくとも3か月は休んだほうが良いと言われています。

共有しましょう

1. ワークシートの(1), (2), (3)について、意見や疑問点を3人で共有しましょう。
2. 6人グループになり、小グループで出た意見や感想について共有しましょう。
疑問に感じたことがあれば、それも共有してみましょう。

まとめ

1. 信頼関係に基づいて進めていきましょう
2. 先生ご自身のメンタルヘルスを、まず大切に考えてください

【引用文献・参考文献】

- 井上麻紀(2015). 教師の心が折れるとき: 教員のメンタルヘルス 実態と予防・対処法 大月書店
- 香川県教育委員会(2016). 香川県教職員の心の健康づくり計画
https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/fukuri/pdf/0_keikaku280401.pdf
- 香川県教育委員会健康福利課 健康管理関連資料 資料2 管理監督者用「こころのライン大切に…」
https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/fukuri/pdf/2_linecare.pdf
- 川上 憲人(2016). 精神疾患の有病率等に関する大規模疫学調査研究:世界精神保健日本調査セカンド 総合研究報告書
- 建設業労働災害防止協会(2018). 平成29年度建設業、造船業等におけるストレスチェック集団分析等調査研究事業実施結果報告書
http://kokoro.mhlw.go.jp/statistics/files/kensetsu_zosen_scsyudan29.pdf
- 厚生労働省(2018). 平成29年労働安全衛生調査(実態調査)
- 厚生労働省(2017). 患者調査の概況
- 厚生労働省(2016). 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-1.pdf>
- 厚生労働省(2013). 平成24年労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査)
- 厚生労働省(2008). 患者調査(総患者数、性・年齢階級×疾病小分類別)
- 教職員のメンタルヘルス対策検討会議(2013). 教職員のメンタルヘルス対策について(最終まとめ)
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/03/29/1332655_03.pdf
- 真金薰子(2018). 月曜日がつらい先生たちへー不安が消えるストレスマネジメントー 時事通信社
- 松本俊彦(2015). もしも「死にたい」と言わされたらー自殺リスクの評価と対応 中央医学社
- 松本俊彦(2014). アルコールとうつ・自殺ー「死のトライアングル」を防ぐために 岩波書店
- 水田明子・古山浩志・山口久芳・巽あさみ・尾島俊之(2015). 中学校教員の多忙感、互恵性及び信頼とメンタルヘルスとの関連 東海公衆衛生雑誌 第3巻, 67-72.
- 文部科学省(2018). 平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査について
- 文部科学省(2018). 学校基本調査ー平成29年度結果の概要ー
- 文部科学省(2017). 学校教員統計調査ー平成28年度(確定値)結果の概要ー
- 文部科学省(2012). 教員のメンタルヘルスの現状 文部科学省初等中等教育局
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/088/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2012/02/24/1316629_001.pdf
- 森則夫・杉山登志郎・岩田泰秀(2014). 臨床家のためのDSM-5 虎の巻 日本評論社
- 中島一憲(2006). 教師のストレス総チェックーメンタルヘルス・ハンドブック ぎょうせい出版
- 日本イーライリリー株式会社(2017). 「うつ病に関する患者調査」調査結果
- 日本精神神経学会(2014). DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引 American Psychiatric Association ; Desk Reference to the Diagnostic Criteria from DSM-5
- 高橋 祥友(2006). 自殺予防 岩波書店
- 高橋 祥友(2006). 医療者が知りたい自殺のリスクマネジメント 医学書院

学校の危機管理研究Ⅰ 第5回・第6回
学校の危機管理と教職員のメンタルヘルスⅠ・Ⅱ

ワークシート

ワークシート1 ストレスチェックをしてみよう

最近1か月くらいのあなたの様子にあてはまるものを1つ選び、数字に○をつけましょう。

		あなた				〇〇さん			
		ほとんどなかつた	ときどきあつた	しばしばあつた	ほとんどいつもあつた	ほとんどなかつた	ときどきあつた	しばしばあつた	ほとんどいつもあつた
1	ひどく疲れた	1	2	3	4	1	2	3	4
2	気がはりつめている	1	2	3	4	1	2	3	4
3	ゆううつだ	1	2	3	4	1	2	3	4
4	へとへとだ	1	2	3	4	1	2	3	4
5	不安だ	1	2	3	4	1	2	3	4
6	何をするのも面倒だ	1	2	3	4	1	2	3	4
7	だるい	1	2	3	4	1	2	3	4
8	落ち着かない	1	2	3	4	1	2	3	4
9	気分が晴れない	1	2	3	4	1	2	3	4

あなたの合計点	得 点
1 + 4 + 7 (疲労感)	点
2 + 5 + 8 (不安感)	点
3 + 6 + 9 (抑うつ感)	点

〇〇さんの合計点	得 点
1 + 4 + 7 (疲労感)	点
2 + 5 + 8 (不安感)	点
3 + 6 + 9 (抑うつ感)	点

ワークシート2 ソーシャル・サポート

あなたの周りの方々について伺います。最もあてはまるものに○をつけて下さい。

あなた				
	非常に	かなり	あまり	全くない
1 上司と気軽に話ができる	1	2	3	4
2 同僚と気軽に話ができる	1	2	3	4
3 困った時、上司は頼りになる	1	2	3	4
4 困った時、同僚は頼りになる	1	2	3	4
5 上司は、個人的な問題を相談したら、きいてくれる	1	2	3	4
6 同僚は、個人的な問題を相談したら、きいてくれる	1	2	3	4

○○さん				
	非常に	かなり	あまり	全くない
1	1	2	3	4
2	1	2	3	4
3	1	2	3	4
4	1	2	3	4
5	1	2	3	4
6	1	2	3	4

あなたの合計点	得 点
上司からのサポート 15-(1+3+5)	点
同僚からのサポート 15-(2+4+6)	点

○○さんの合計点	得 点
上司からのサポート 15-(1+3+5)	点
同僚からのサポート 15-(2+4+6)	点

ワークシート3 “A先生からの相談”

あなたは○○小学校（中学校）の教頭先生です。

あなたは、少し前から、A先生に元気がないことに気づいていました。

そこで、6月に入ったある日、A先生に声をかけ、2人で話すことになりました。

●事例1 教頭①先生: _____さん A先生: _____さん 観察: _____さん

↓ 「教頭①先生」の良かったところを書きましょう (①先生は、感想を書いてみましょう)

●事例2 教頭②先生: _____さん A先生: _____さん 観察: _____さん

↓ 「教頭②先生」の良かったところを書きましょう (②先生は、感想を書いてみましょう)

●事例3 教頭③先生: _____さん A先生: _____さん 観察: _____さん

↓ 「教頭③先生」の良かったところを書きましょう (③先生は、感想を書いてみましょう)

ワークシート4 病気休暇の申し出があったとき

あなたは ○○小学校 ・ ○○中学校 の教頭先生です。

B先生は 年生の担任です。クラスには落ち着きのない子どもが複数いて、個別の指導や保護者対応に追われ疲弊していました。

10月のある日、突然起きられなくなりました。精神科を受診したところ「うつ病」と診断され、病気休暇に入ることになりました。

医師からは、少なくとも3か月は休んだほうが良いと言われています。

- (1) あなたは、これから、子どもや保護者にB先生の病気休暇について伝えなければなりません。その際、子どもや保護者に対して、どのような配慮や働きかけが必要だと考えますか。

- (2) まわりの先生方にB先生の状況を伝え、病気休暇中の協力体制を作っていく必要があります。
協力をあおぐにあたって、まわりの先生方に対して、どのような配慮や働きかけが必要でしょうか。

- (3) B先生の病気休暇にあたって、他にも配慮が必要だと思われることや、他の先生の意見を聞いてみたいこと(疑問点)があれば、書いてみましょう。

復職支援について

(一財)香川県教職員互助会
臨床心理士/公認心理師
小西 亜紀子



職場でのメンタルヘルス対応の基本原則

職場にはできないことが存在する

職場は病院・リハビリの場ではない
=「治す」ところではない。ただし、「治りかけ」が一番不安定
上司・同僚は家庭・家族のかわりにはなれない

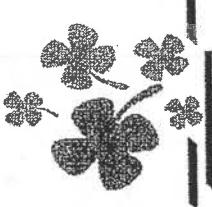
時間は無限ではない
障害は残る場合がある
精神疾患事例は必ず発生する

参考：平成30年10月11日（一財）地方公務員安全衛生推進協会主催 メンタルヘルスマネジメント実践研修会資料
(公社)日本精神保健福祉連盟常務理事 / 東京産業保健総合支援センター 大西守 氏 作成

1 不調者への配慮

- 1 不調者への配慮(休むまで)
- 2 管理職の対応(休んでから)

- 3 復職判定から復帰へ
- 4 職場での対応(復帰後)



「疾病性」

- ①②の「問題行動」の背後に病気が存在しているかどうか

「事例性」

- ①職場集団の平均的な姿からの乖離
- ②その人の「通常」の行動様式からの乖離

早期対応のためのポイント 気づく

ピアサポートのためのチェックリスト

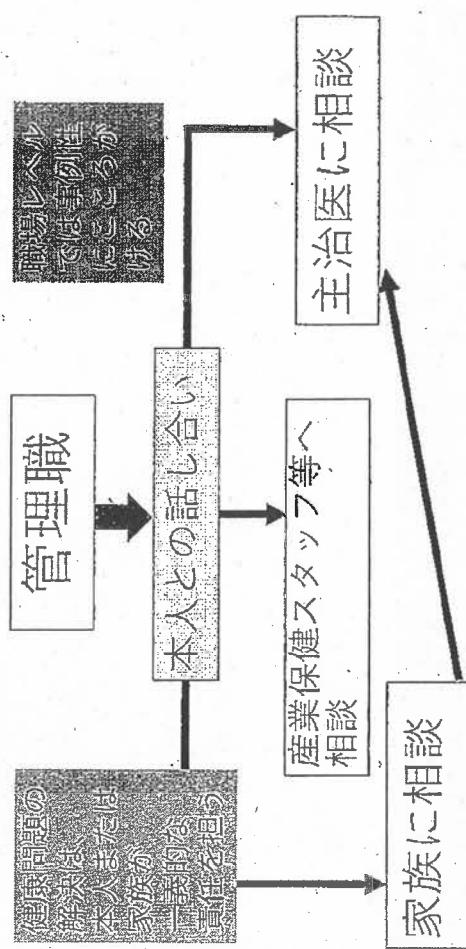
出典：眞金憲子・(2018)『月曜日がつらい先生たちへ』時事通信社

- 遅刻や欠勤、打ち合わせに遅れてくる事が増えた
- 日常の会話が減り、雑談をしなくなった
- 表情が乏しくなり、笑わなくなつた
- 眉間にしわを寄せている事が多くなつた
- 身だしなみが乱れ、清潔感がなくなつた
- 仕事の能率が低下し、提出物の遅れ等が目立つようになった
- 採点や評価の間違い等、うっかりミスが増えた
- 児童生徒や同僚とのトラブルが増える等、怒りっぽくなつた
- 職員室で居眠りをしている事が増えた
- 机の上が散らかり、整理整頓ができなくなつた

※ 一目で気づくのは無理、長時間の面談をするより、今までのコミュニケーションをつかることの方が有効。

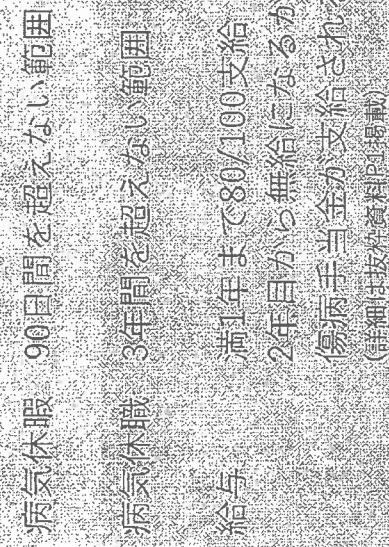
5

問題発生時の対応の流れ（リスクマネジメント含）



参考：平成30年10月11日(一財)地方公務員安全衛生推進協会主催 メンタルヘルスマネジメント実践研修会資料
6
(公社)日本精神保健福祉連盟常務理事 / 東京産業保健総合支援センター 大西守氏作成

2 管理職の対応（休んでから）



うつ病の経過

①療養に専念する時期

- レベル1：睡眠時間が極端に長く、一日中寝ている。
- レベル2：家の中でごろごろすることが多い。
- レベル3：日中横にならざり起きていらわれる。
- レベル4：少しづつ外出も可能。意欲も少し戻る。

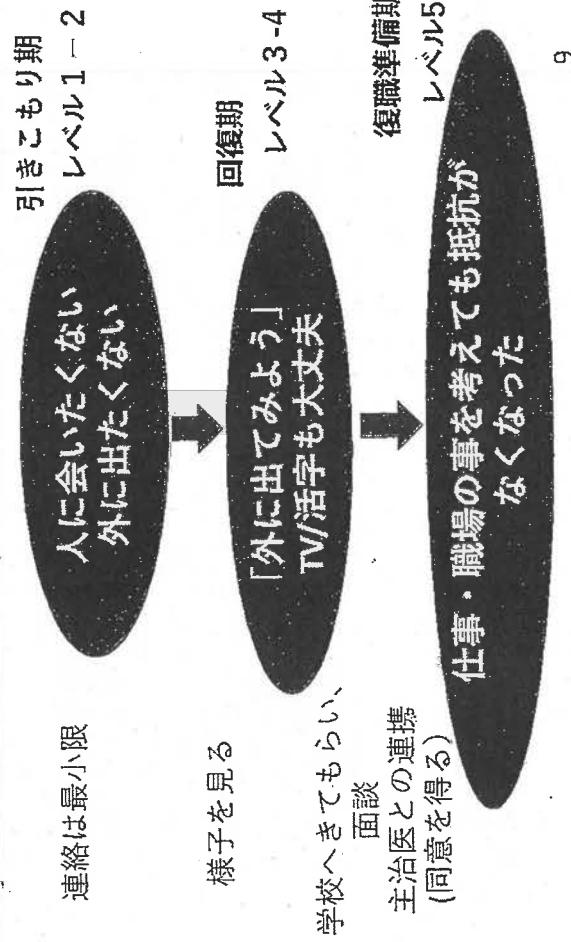
- ②復職を考え始め、復帰の意思表示をする時期
- レベル4：朝は無理だが、午後からなら外出できる。
- 長時間の外出・人混みは疲れれる。

- レベル5：午前中から外出可能。
- 集中力・判断力も戻ってくる。

7

8

うつ病の経過と管理職の対応



3 復職判定から復帰へ

- 第1段階 当該教職員に会う
- 第2段階 当該教職員への具体的配慮
- 第3段階 職場復帰プログラムの実施



10

第1段階 当該教職員に会う(傾聴の姿勢)

- まず当該教職員の話をあらかじめ聞いておく。
→ 不安や復職に関する希望など

【本人から復職希望があり、病状の回復状況にある場合】
 職場復帰の時期については 本人の了承を得て、
 主治医との面談（有料）をし、相談をするのが望ましい
 → 主治医が「復職可」とするハードル（病状の回復
 レベル）より学校のハードル（業務遂行能力）が
 高い場合がほとんど <抜粋資料P2-3をご覧ください>

第2段階 当該教職員への具体的配慮

- 業務の軽減を行う
→ 理解・判断・集中力は休職前の半分以下
担任を外す、分掌の軽減など
- 机の位置などにも配慮（「居場所」への配慮）
- 支援パートナーへの依頼
周囲の同僚の方「軽減」について理解してもらう
- 職場で配慮できる事、
本人に自助努力を求める点を明確にする
家族に、職場で配慮できる限界を説明する

第3段階 職場復帰プログラムの実施

- 健康審査会
- 復帰

10

11

12

第3段階 復職プログラムの実施～復帰

4 職場での対応（復帰後）

・職場復帰プログラム <詳細は抜粋資料P4-5をご覧下さい>

目的

- ・休業した教職員が円滑に職場復帰すること
- ・再発を防ぎ、心の健康を維持すること
- ・継続して安定的に業務ができるようになりますこと

復帰の時期～徐々に慣らしていくような

緩やかな復帰を目指す

・夏季・冬季休業中などの期間
・月曜日から復帰するよりは週の半ばあたりから

13

持続的なフォロー

- 短時間の面談を定期的に行う→再燃の可能性も考えておく
眠れているかどうか等、生活リズムのチェック
- 可能なら家族とも定期的に連絡を取る

- +
復帰後も主治医に管理監督者が相談できる環境を本人の了承を得て作つておくのが望ましい
→家族との信頼関係の構築、早期介入を容易にする
- 当該教職員が復帰することにより、負担がかかる教職員に対しても、管理職は声かけなどの配慮を行う。

14

メンタルヘルス相談・職場復帰支援（面接・電話相談）	
平日の相談	土曜日の相談
日 時：月～金曜日 9:00～17:00 相談員：臨床心理士/公認心理師 溝口 盛治 臨床心理士/公認心理師 小西 亞紀子 場 所：高松市天神前6-1 香川県天神前分庁舎3F 健康福利課内健康相談室 ☎ 087-832-3860 (溝口) ☎ 087-832-3798 (小西)	日 時：第2・3・4・土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 相談員：臨床心理士 幕田 博哉(第2) 臨床心理士 公認心理師 小西 亞紀子(第3) 臨床心理士/公認心理師 溝口 盛治(第4) 場 所：高松市西内町7-11 香川県高等学校PTA会館2F ☎ 087-823-8349
予約受付：月～金曜日 8:30～17:00 ☎ 087-832-3860, 087-832-3798 ※電話相談も予約が必要です。	

職場復帰のためのサポートグループ

精神疾患により病気休職中の教職員（希望者）を対象に、臨床心理士/公認心理師（溝口・小西）が集団による心理療法を実施します。
月1回、同じ境遇にいる者同士が体調や仕事、復帰に向けた不安などを語り合うことで、困難な現実を受け止めていけるようになることを目指します。
申込・問い合わせ先：香川県教職員互助会 ☎ 087-832-3860, 087-832-3798



孤立しない。させない学校を ～白い丸いテーブル～

配慮を要する子どもたちへの対応で苦戦し、保護者からの執拗かつ攻撃的な非難を受ける中で、ついに心折れて自殺してしまった小学校の新任女性教師がいました。そこに職場の人間関係(ギリギリ)の共同性)があれば、仮にきつい批判や要求が繰り返されたとしても、そのことだけで教師は意を決するわけではないと思うのです。しかしここには、それがありませんでした。彼女が就任する1年前までは確実に存在していたのですが、それががあつたという間に消失してしまったのです。そのためなにに、彼女は新採教師として就任することになりました。

1年生1学級の小さなこの小学校は教職員10名、当初は和気あいあいとした雰囲気だった。そうですが、中休みになると、一人の教師が絶えず子どもたちの安全を見守る以外、残り9人の教職員が必ず、職員室の片隅にあつた「白い丸いテーブル」に集まって、お茶を飲み、いろんな話をしていたそうです。3時間目のチャイムが鳴る直前には「さあ、子どもたちが待っていますよ」ところが彼女の自殺の1年前に、リーダーシップを發揮しろ、特色づくりのために数値目標を持て、教員評価を厳しく査定しろ、といった管理強化の役割を担わされた校長が就任してきて、校長はその白い丸いテーブルを撤去してしまいました。そこから職員室の雰囲気は一変しました。ギスギス感だけが漂い、誰も職員室に戻ろうとせず、教室に閉じこもるようになりました。

その年にう人の先生が「こんな学校でやってられない」と転任希望を出し、校長も「だったら出て行け」という形ですべての教師を追い出していました。担任を持つべき7人の教師のうち5人もいませんでした。もとの1年生のクラスは、相にしんどいということがわかつていましたので、残った教師のいずれも持ちたがりません。そんななかにこの新任教師が「はめられた」というにして、2年生のクラスを受け持つことになります。

すべての教師のために

2016年5月1日発行

執筆者 小野田正利／大阪大学教授(人間科学系)
田中龍雄／精神科医
北浦道夫学名誉教授ごろどそだちのクリニック 稲垣院長
北浦道夫学名誉教授柘植雅義
北浦道夫学名誉教授木村百合子さんご両親
木村百合子さんプロジェクト事務局木村百合子さんプロジェクト事務局
木村百合子さんプロジェクト事務局木村百合子さんプロジェクト事務局
木村百合子さんプロジェクト事務局木村百合子さんプロジェクト事務局
木村百合子さんプロジェクト事務局

小川晋平／デザインヒューマニケーション

水村百合子さんプロジェクト事務局
水村百合子さんプロジェクト事務局

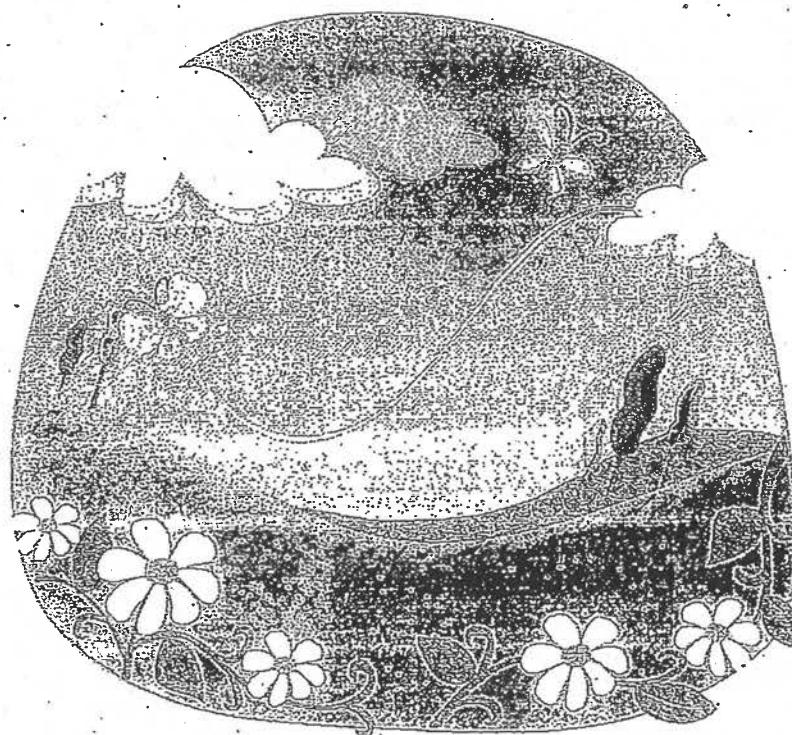
発行元

©2016 Shimpaku

- ① 教育センターオンライン研修 学びの事典 掲載
- ② 事務必携 平成26年12月改訂版掲載
H27年度版 736-822頁 H29年度版 752-838頁

抜粋資料

香川県教職員の職場復帰支援の手引き



香川県教育委員会

平成22年5月制定
(平成30年10月改訂)

病気休業中の給与等について

本人用①

病気休業中の給与

	公務、通勤傷病	私傷病（結核性疾患）	私傷病（非結核性疾患）
病気休暇中	全額支給	1年間全額支給 (公立学校の校長、教員、事務職員等) 2年間全額支給※2 2年経過後無給	90日間（※1）全額支給 1年間 80/100 1年経過後無給
休職中	全額支給	（上欄に示す職員以外の職員） 2年間 80/100 2年経過後無給	

- ※ 1 任命権者が別に定める（人事委員会の認める）疾病（妊娠障害、国・県指定の特定疾患）は、180日間。
 2 任命権者が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内で、休職の期間を満3年まで延長することができる。その期間中、給与の全額を支給する。（教育公務員特例法第14条、公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律）

傷病手当金（公立学校共済組合）<問い合わせ先>TEL 087-832-3792

傷病手当金は、組合員が公務によらずに病気やけがのために勤務することができます、そのために給料の全部又は一部が支給されない場合に支給されます。

支給期間	病気やけがのために勤務することができなくなった日から以後3日を経過した日から通算して1年6か月間（結核性の病気は3年間）の範囲内
支給額	病気やけがのために勤務することができなくなった期間、一日につき標準報酬日額（標準報酬月額の平均額※の22分の1）×3分の2に相当する金額 ※傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額

◇報酬（給料と手当等の合計額）が一部支給されたときは、報酬の日額と標準報酬日額×2/3を比較することにより傷病手当金の支給額が調整されます。

報酬の日額≥標準報酬日額×2/3……傷病手当金支給なし

報酬の日額<標準報酬日額×2/3……報酬の日額を控除した額を支給する

◇同一の傷病について障害事由の年金等の支給を受けることができる場合、傷病手当金の支給額が調整されます。

傷病手当附加金（公立学校共済組合）<問い合わせ先>TEL 087-832-3792

傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から、なお、療養のため引き続き勤務することができます、そのために給料の全部又は一部が支給されない場合に支給されます。

なお、資格喪失後の傷病手当金を受けているときは、附加給付はありません。

支給期間	傷病手当金の支給期間が満了した翌日から6か月間の範囲内
支給額	一日につき、標準報酬日額（標準報酬月額平均額の22分の1）×3分の2に相当する金額

公立学校共済組合及び教職員互助会の掛金について

<問い合わせ先>公立学校共済組合：TEL 087-832-3791、教職員互助会：TEL 087-832-3796

休職に入り、給料の一部が支給される場合は、給料から控除されます。

ただし、給料の全部が支給されない場合は、掛金を個人で納めていただくようになります。

共済組合と互助会では納入手続きが異なるため、各自から手続きの文書で連絡します。

公立学校共済組合	原則として、共済専用通帳を利用した口座振替払（月払）
教職員互助会	納入通知書による年間一括払

職場復帰プログラムについて

主治医用②

【職場復帰プログラムの目的】

- 本人が心身の準備を行い、スムーズな復帰ができるようにするため
- 管理監督者が本人の状態を確認し、職場復帰に向けて環境整備を図るため

【本人の状態確認項目】

- ① 勤務時間に合わせた時刻に起床できる
- ② 十分な睡眠がとれている
- ③ 昼間、眠気を感じずに過ごせる
- ④ 食欲があり、適切な時刻に食事がとれている
- ⑤ 通勤時間帯に、一人で安全に通勤できる
- ⑥ 1時間程度集中して、読書やパソコン作業ができる
- ⑦ 1日 10~20 分間程度のウォーキングや軽い運動ができる
- ⑧ 家族や周囲の人にあいさつができる
- ⑨ 気分の落ち込みや高揚がない
- ⑩ 仕事に対する意欲がある

【職場復帰プログラム計画例】 原則として教員は6週間実施

教員以外は、4週間の実施に置き換える（P.35 参照）

	期 間	目 的
第1段階	1週間（半日程度）	学校の雰囲気に慣れる
第2段階	1週間（始業時～午後3時頃）	児童・生徒に慣れる
第3段階	1週間（始業時～午後3時頃）	業務に慣れる
第4段階	3週間（正規の勤務時間）	通常の勤務に慣れる

【その他】

- 職場復帰プログラム中（及び慣らし出勤中）の事故等については、補償があります。（県教育委員会が加入している「普通傷害保険」「施設賠償責任保険」の対象となります。）
- 職場復帰プログラム中（及び慣らし出勤中）の給料・手当は、休職期間中の取り扱いになります。
- 職場復帰プログラムの前後で、主治医の診察をお願いいたします。
- 状況に応じて、計画の変更（プログラム期間の延長、プログラムの中止、内容の変更等）を行います。

(主治医との連携について)



Q3 所属長は、なぜ主治医と連携する必要があるのですか。

- A3** 主治医と連携することで、本人の状態を理解し、よりよい支援を行うことができます。プログラム実施や復職についての可否の判断、復職後の留意点など、主治医の意見は大変参考になるものです。
- 所属長は主治医に、職場復帰までの流れや職場の状況、職務の特殊性、職場で必要とされる職務遂行能力等について説明しておきましょう(手引きP.24, 25)。また、本人が不調に至った背景等についても共有しておくとよいでしょう。
- 主治医との情報交換については、本人の承諾が必要です。目的を説明して、了解を得ておきましょう。

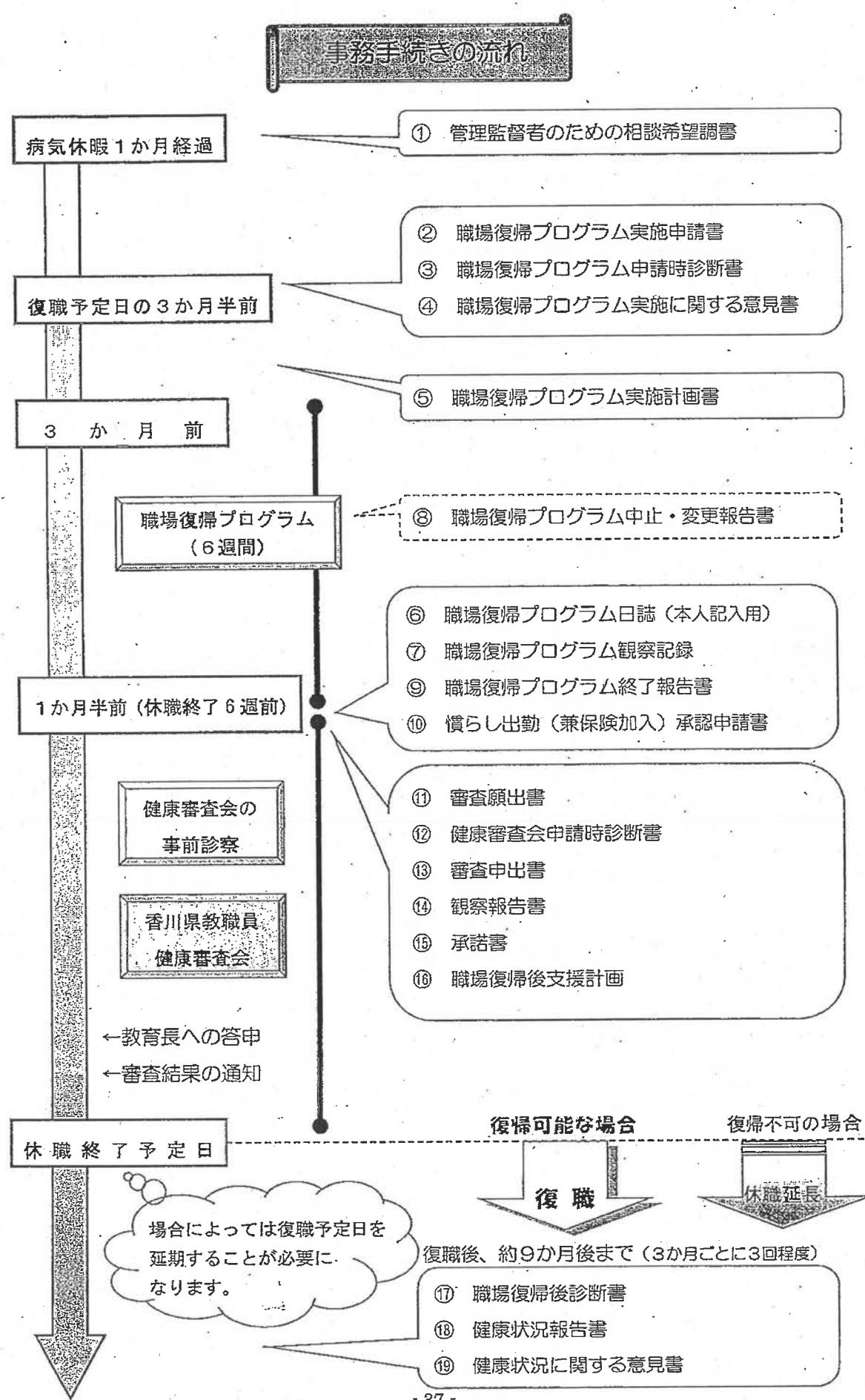


Q4 所属長が主治医と面談する場合、面談料が必要になる場合があると思うのですが、公費で負担してもらえるのですか。

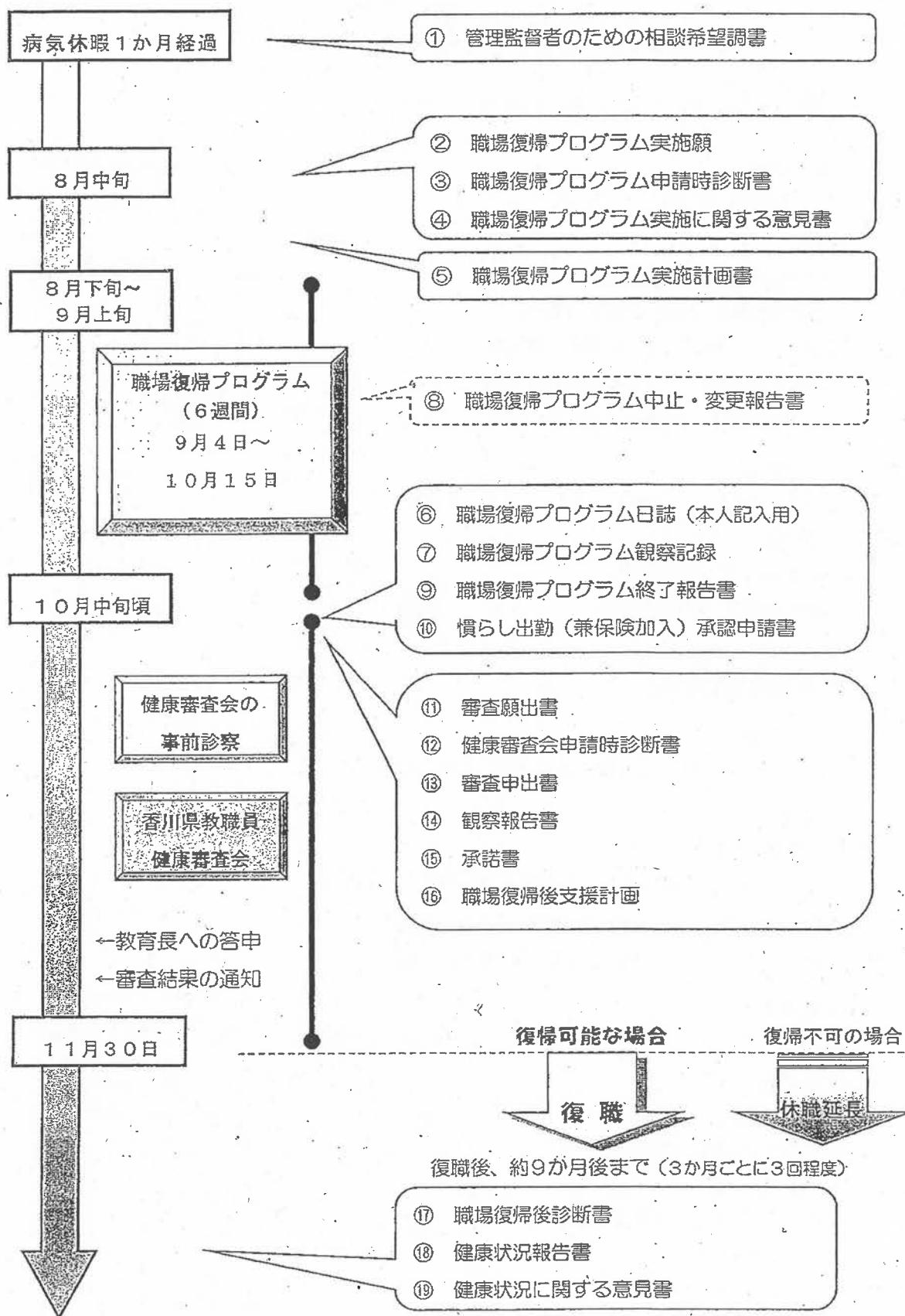
- A4** 香川県教育委員会事務局や教育機関(県立学校を含む)の教職員が休職している場合に必要となる主治医との面談料は、香川県教育委員会の「長期療養者等に関する主治医との面談実施要領」に基づき実施すれば、県費で負担することができます。
- ただし、市町立小・中学校の教職員が休職している場合に必要となる主治医との面談料は、この教職員の健康管理を所管する設置者である市町教育委員会が負担することとなりますので、手続き等は市町教育委員会に問い合わせてください。

<問い合わせ先>

県立学校・事務局	小・中学校
健康福利課	各市町(学校組合)教育委員会



<例> 12月1日復帰の場合



事例 1: 小学校教諭(3年目、20代) 3年生の担任

最近、よく眠れない。

先月、児童が授業中におしゃべりをしていたので、注意をした。そうしたら、その子の母親から電話がきて、「前の先生はもっと授業がうまかった。うちの子のことも、よく見てくれた。」と言われた。

私が黙って聞いていると、「ほかのお母さんたちも、同じことを言っているから。」と言われ、一方的に切られた。

正直、怒りを感じる。

教材研究はかなり時間をかけてやってきたし、他の先生より工夫して授業をしていると思っていたのに。

もう、頑張っても無駄なんじゃないか。何かむなしくて、授業をしていてもやる気が出ない。子どもに注意するのも、嫌がられるだけのように感じる。

電話があったのは先月のことなのに…。頭から離れない。

疲れがとれず、仕事が手につかない感じがする。

2

事例 2：中学校教諭（15年目、30代）3年生の担任

最近、頭がぼうっとすることがある。

職員室で書類を作っているときも、集中できず、何回も同じところを読み返していることに気づく。

4月から生徒指導担当となり、生徒指導対応があつたりして夜遅くまで仕事をする日が増えた。部活の顧問もしており、夏の大会に向けて土日もほとんど休みがない状態である。

クラスには5月初めから不登校状態の女子がいる。家庭訪問に行っても顔を見せてくれず、結局、もう1か月以上休んでいる。

生徒指導担当なのに、自分がちゃんとできていない。だから、他の先生方にもいろいろ言いにくいと感じている。

夜、寝ようとして横になると、自分が生徒や同僚の先生に言った言葉を思い出し、「ああー、なんであんな言い方したのか」と繰り返し考えてしまう。

そして結局、「自分はこの仕事に向いていない」という考えにたどり着く。なかなか眠れず、朝になるのが怖いと感じる。

3

事例 3: 小学校教諭（32年目、50代）5年生の担任

4月に異動ってきて、2ヶ月がすぎた。

前の学校は小規模で、同僚もいい人ばかり。楽しかった。でも、今
の勤務校は雰囲気が全く違う。なじめない。

この学校のやり方が分からぬから、まわりの先生に度々聞いてい
たら、答えてはくれるが（こんなことも知らないの？）という目で見られる
ようになった。職員室にいると、居心地が悪くて落ち着かない。

ずっと低学年ばかり受け持ってきたから、高学年は久しぶりである。
クラスには反抗的な男子がいて、私の指示に全く従わない。正直、イ
ライラしてしまう。

私なりにこれまでいろいろ経験してきたから、どう対処すればよいか
は分かっている。だけど、なぜかうまくいかない。

最近は体力も落ちてきたし、疲れやすくなつた。この学校には味方
がいないと感じる。家に帰っても気持ちが落ち込んでいて…、ため息
ばかりついている。しんどい。



UNIVERSITY

学校の危機管理研究Ⅰ：校内の体制づくり

<目的>

学校と保護者・地域住民との連携・協働について、学校運営協議会及び地域学校協働活動という観点から意義と役割を理解するとともにその在り方にについて検討する。

第7・8回 学校の危機管理と保護者・地域住民との協働Ⅰ・Ⅱ

<構成>

- ① 保護者・地域住民は学校・教職員にとっての“危機”か？
- ② “開かれた学校”から“ともにある学校”へ
- ③ 学校運営協議会及び地域学校協働活動の意義、役割、効果
- ④ 学校危機管理の観点から学校と保護者・地域住民との連携を考える（演習）

1. 保護者・地域住民は学校にとっての“危機”か？

- ① 学校における危機の分類（一部抜粋）（第1回講義配布資料より）

教職員にとっての危機	飲酒運転、交通事故、体罰、セクハラ等
不祥事	心身の不調による業務への影響
健康管理者	保護者に対する不適切な対応、保護者からの不当要求やクレーム

- ② 保護者・地域住民の学校觀や意識の変化（第3回講義配布資料より）

- ・ 保護者、地域住民と学校とのつながりの希薄化
- ・ 保護者、地域住民の消費者権利意識の台頭
- ・ 学校が地域住民にとっての迷惑施設化（児童生徒の声、チャイム、登下校など）
- ・ 話し合っても分かり合えない保護者・住民の存在

1-2. 学校・保護者／地域住民間で対立構造を生まないために

- ① 相互依存関係への気づきと衡平な社会的交換行動の推進

相互依存関係＝直接的または間接的に相互に影響を与える

* 相互依存関係においては、お互いにコストと報酬のやり取りによってその関係は成り立っている（＝社会的交換理論）

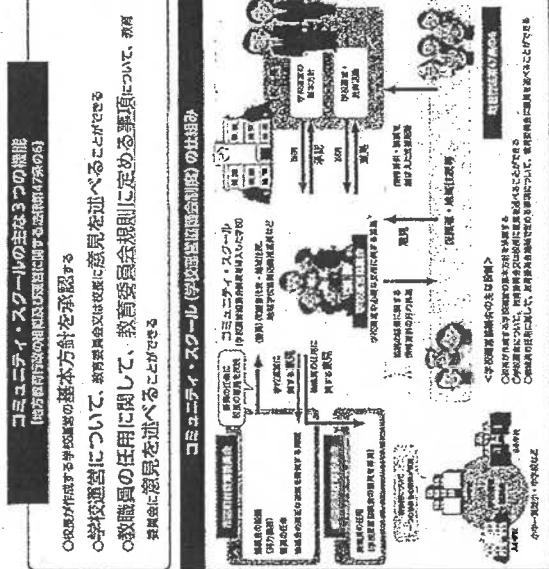
例) 日々の教育活動・地域活動のなかで、学校は子どもたちの健全育成や教育目標の達成のために、また地域住民は地域活性化のために、お互いにとって価値があると思われるものをお互いに取りすることで、お互いにとって良い環境を作り出すことが理想。

* 一般に、自分の報酬とコストの割合と、相手の報酬とコストの割合とを比較した時に衡平感が伴っていないと怒り、不満感、罪悪感など否定的な感情が生じてしまう（＝衡平モデル）

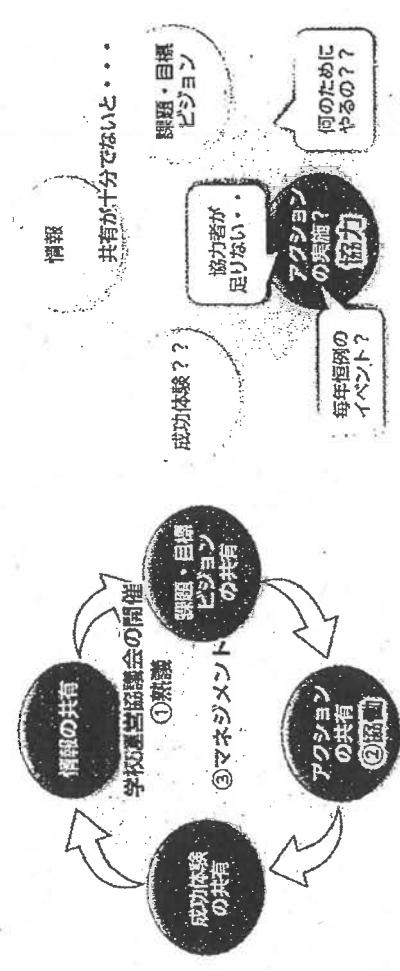
学校 vs. 保護者・地域住民という
「対立構造」が意識の前提にあると、
連携・協働は困難

* 高松では、「学校長が学校運営に関する基本的な方針を示し、学校運営協議会が承認を与える」という部分を外した、いわゆる「高松型コミュニティ・スクール」が平成30年4月より市内小中学校で始められている。

* 国は、「具体的な権限を付与することにより強い当事者意識」役割意識をもつことにつながると強調する。平成29年の地方行法改正に伴う設置の努力義務化と合わせて高松型からの移行についてどう考えるか。

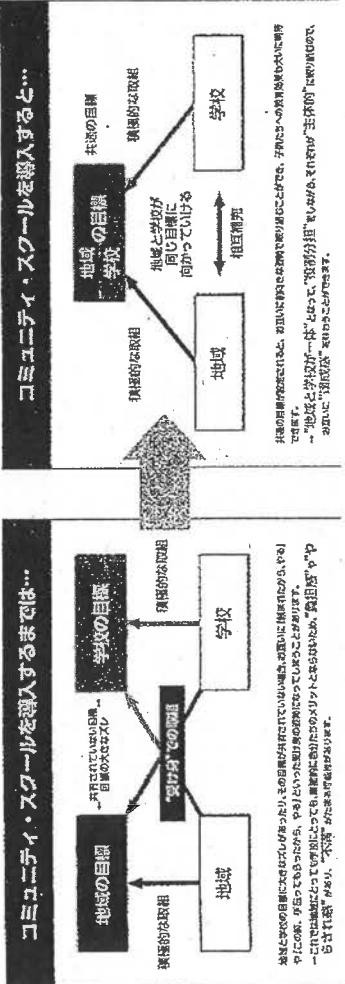


学校・家庭・地域が相互理解や信頼関係を深めるために



* 地域とともににある学校の運営においては、学校運営協議会で行う協議に加えて、
* 総務・協働・マネジメントの3つの視点をもって共有の循環を作ることが重要

コミュニティ・スクールを導入すると…



① 熟練

熟練とは、多くの当事者がによる「熟練」と「情熱」を重ねながら問題解決を目標とする組織のことで、活動は團體により、組織的に多くの後見を受けることができます。

【具体的なプロセス】

(1)多くの当事者(保護者、教職員、地域住民等)が集まつて、意見などを交換する場を設けます。(2)問題やシヨンについて「熟練」し、「活躍」するにこゝり、互いに意見や異一見に対する意見を交換します。(3)互いに意見や異一見に対する意見を交換します。(4)それぞれの活動に応じて解決策や方針が発表されます。(5)それをいかが理解して自分の活動を果たせばになります。

【ポイント】

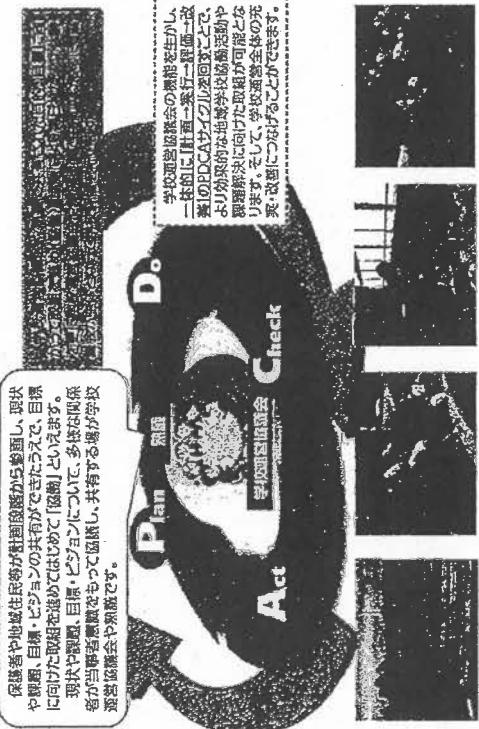
お年寄りや子供たちの問題等を学校だけで解決しないままでは、保護者や地域住民等が問題解決につぶくことは、そこで新しいアドバイスや考え方等が生まれ、今後の活性化が得られます。



- 人々にできる限りの活動へつなげていきます。

② 協働

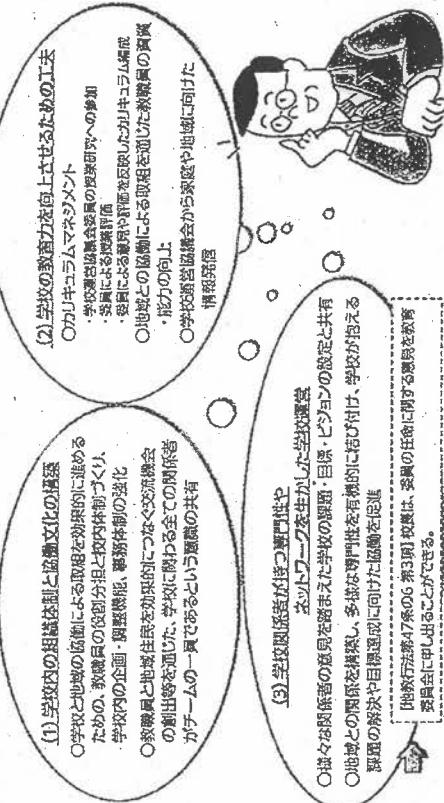
協働とは、同じ目的・目標に向かって、互いの立場を尊重しながら行動し、現状や課題、目標・ビジョンとの共有ができたうえで、自県に向けた取組を進めてはじめて「協働」といえます。



③ マネジメント

【学校教育法 第三十七条】

校長は、学校の最終原任免決定者として、学校内外はもちろんのこと、地域や社会の働きを徹底的に察して、それに対応し、組織改変を実施する責任と指揮が付与されています。そのため、コミュニケーション・スクールの運営の充実にあたっては、校長の強烈なリーダーシップが求められます。



コミュニケーション・スクールを導入することの効果

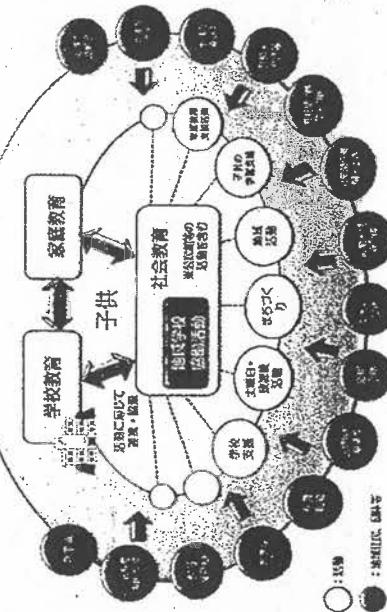
対象	内容	具体例
子ども	・学校や体験の充実 ・地域の専門家による多様な経験 ・地域の特性を生かした学び ・地域住民との積極的のかかわり	・学校の現状や運営方針への理解 ・学校・家庭・地域の「適切な役割分担」による教職員の業務負担軽減と子どもに向かう時間の確保 ・災害・事故・事件等の学校危機時における対応・対策の検討

教員	内容	具体例
・保護者・地域住民等の理解と協力を得た学校運営の実現	・学校・家庭・地域の「適切な役割分担」による教職員の業務負担軽減と子どもに向かう時間の確保 ・災害・事故・事件等の学校危機時における対応・対策の検討	・児童生徒への積極的な取り組み ・地域課題への対応や実践の検討

保護者・生徒	内容	具体例
・自己有用感／生きがい感の向上	・社会的つながりの確保 ・子どもへの多様な経験の伝承	・地域社会による持続可能な地域社会づくり

地域学校協働活動の役割と効果

- 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して住民との協働一地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動



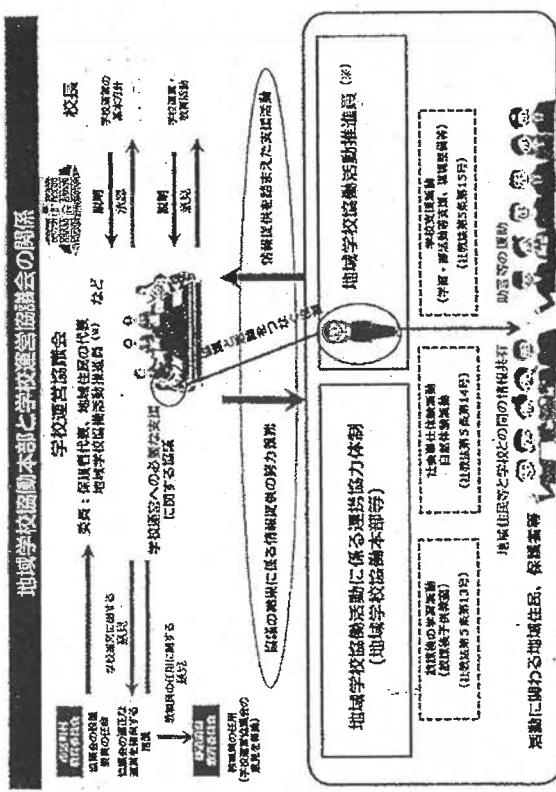
地域課題解決に向けた連携・協働による持続可能な地域社会づくり

学校と保護者・地域住民との連携・協働に係る現状と課題（演習①）

検討課題①： 学校運営協議会及び地域学校協働活動による学校と保護者・地域住民との連携・協働の現状について、「できているもの」と「できないもの」をそれぞれできるだけ沢山挙げてください。

例) 授業・学習指導、生徒指導、登下校指導、部活動指導、
学校安全指導・確保・災害予防・対応など
検討課題②： 上記①で挙げた「できないこと」について、その原因や障害となっていること、またその改善・解決策について検討してください。

* 学校運営協議会・地域学校協働活動に基づく連携・協働の実態が無い場合は、それに拘らず検討してみてください。また学校運営協議会・地域学校協働本部設置における障害や課題についても合わせて検討してみてください。



第8回：学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめの予防・対応

<目的>

学校危機の一例として「いじめ問題」を取りあげ、学校運営協議会及び地域学校協働を通じた学校と保護者・地域住民との連携・協働による組織的な予防対応の在り方について検討する。

<構成>

① いじめの認知と情報共有の徹底の重要性について

- 学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止の重要性について
- 学校運営協議会・地域学校協働活動を活用したいじめ防止活動の検討（演習）

1. いじめの認知と情報共有の徹底の重要性について（文科省資料参考）	
～平成17（2005）年度	①自分より弱いものに対する一方的に、②身体的・心理的な攻撃を感じているもの、「学校と捷的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、「学校としてその事実（関係性、性、内容等）を確認しているものの」とする。
平成18（2006）年度～	「個々の行為がはじめてに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」
平成25（2013）年～	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法平成25年度法律第7号成立・施行 より広範な行為をいじめと認定可能とする

社会通念上の「いじめ」とは乖離した行為についても…

- いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等といじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に進展し、自然経緒のように進展していくことがあるという事を教訓として学び取り界定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し見守り、必要に応じて指導し、解説につなげることが重要である。

- この基本方針において、「けんか」はいじめとして扱わない旨の記述が存在するが、これは、社会通念上の「けんか」を全ていじめから除外するものではない。法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為が(一定の個人的関係のある児童生徒間でなされるもの)は、なんらかの心象の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しない「けんか」は、極めて限定的である。

(文科省, 2016『いじめの認知について』)



「難わしいもの」への「気づき／認知」が対応のスタートライン（H30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料参考）

- ・「気づき」と「認知」が対応のスタートライン=「いじめ」であるかどうかを「判断」するのではなく、「いじめかかもしれない行為に対して対応」→「広範な定義」+「全性組織的対応」
- ・「何がいじめにあたるのか」は「いじめ防止対策推進法」の定義にしたがって判断すること
- ・定義の意味を周知・徹底し、個々人が自分なりの限定した解釈をしない
- ・学校や家庭・地域・関係機関等の相談機能の充実、整備と、周知の徹底
- ・「全性組織的対応」の前提として、法律上のいじめに該当する全ての事案が校内の「いじめ対策組織」（~~監査業務~~）へ報告され、情報が組織的に共有されることが重要
- ・事案確定→対応のパターンから「疑わしい状況への迅速・適切な対応→事案確定」のパターンへ
- ・大切なことは、児童生徒や保護者の痛みを察し、それが生じた状況に向き合ふことを巡回しないこと
- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒ばかりでなく、いじめた児童生徒についても、討罪ありきではなく、成長につなげる指導を目指す
- ・認知（二対応）件数の多いことは、子どもを守るために向き合った真正であり、学校・家庭・地域の悪性と教育力と意識の高まりの証じでもあるとして、積極的・肯定的・評価すべき

学校におけるいじめ対策組織による対応（H30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料参考）

- ・学校のいじめ対策組織は、いじめの事実の有無を判断する組織であり、未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ基本方針の見直し、校内研修等を実施する組織
- ・児童生徒・保護者に対して、組織の存在及び活動が容易に認識される取組みを実施するとともに、相談・連絡の窓口を周知・徹底する
- ・いじめ対策の立案・年間計画や指導案の策定、見直し等を学級担任を含めた全ての教職員が経験できるようとするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行かのための組織の構成を工夫・改善する
- * 告白の教職員がいじめと思われる事案を差し戻し、又は相談を重ねた場合には、速やかに学校に相談の対応につなげなければならぬ。即ち、学校の特定の教職員が「いじめに係る情報を抱え込み、学校にためて組織組織に報告を行わないことは、法第29条第1項に違反し得る
- * 総務省による重大事態調査では校内情報共有しなかつた事案が61%

組織を「問題対応型」組織として機能させるために（H30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料参考）

1. 迅速かつ適切な支援を旨とする。そのためには、柔軟な目標設定と適切かつ柔軟な役割分担と、教職員相互の「気働き」が不可欠
2. 組織を実効性ある組織として機能させるためには、「協働性」の基盤に「同僚性」という價値に基づく無形財の「人間関係資本」が蓄積されてはじめて可能となる
3. そのためには、職場で互いに気楽に相談し・される、助ける・助けられる、励まし・励まされることのできるインフォーマル・セミフォーマルな場の創出とメンバーの取組みへのモチベーションを高めていくことが重要。
4. 同僚性は、組織の実効性を高めるだけでなく、教師個々人のメンタルヘルスの観点からも重要な（教師の「抱え込み」や、バーンアウトの防止）

重大事態の理解と対応

- 【重大事態とは】（いじめ防止対策推進法第28条第1項）
- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - * 「児童生徒や保護者がいじめられて重大事態に至つたという申立てがあつたとき」を含む

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない
 - ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至つたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではないあるいは「重大事態とはいえない」と考へたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならぬ
 - ・調査をする前から「いじめの結果ではない」「いじめではない」等の結論を出すなど絶対にあつてはならない
- 【重大事態】が発生したときは、地方政府団体の長に報告し、調査措置を取行うことが義務づけられているが、こうした指揮が講じられなかつたことが発覚し大きな問題となるケースが数多くある。
- 「重大事態」が多々「重大事態」の意味・意義を正しく理解していないことが原因。

2. 保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止の重要性について

いじめ防止対策 推進法		概要
第15条の2 学校におけるいじめ防止	学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防 止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地元住民その他の 関係者との連携を図りつつ、以下の防止に取り組む活動であつて当該学 校に在籍する児童等及びその保護者が自主的に行つものにおける支援、当該子供に対する 児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめ を防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な 措置を講ずるものとする。	第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行つ たため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識 を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のた ための組織の組織を置くものとする。
第16条の4 いじめの早期発見のための措置	学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たつ ては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を 受けける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。	

学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止活動 (演習②)

検討課題①：学校運営協議会及び地域学校協働活動による学校と
保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止のため
の活動について検討する

- 例) 予防策、対応策、再発防止策など

検討課題②：上記①で挙げた諸活動を行う上で課題となること、またそ
の改善・解決策について検討してください。

#7: 学校の危機管理と保護者・地域住民との協働Ⅰ

(担当: 金綱・野村・津山 2019.08.07)

【個別検討】

検討課題①

検討課題②

【グループ討議】

検討課題①

検討課題②

学校の危機管理研究Ⅰ 第7・8回 学校の危機管理と保護者・地域住民との協働Ⅰ・Ⅱ
学校の危機管理研究Ⅰ：校内の体制づくり

#8：学校の危機管理と保護者・地域住民との協働Ⅱ

(担当：金綱・野村・津山 2019.08.07)

【個別検討】

検討課題①

検討課題②

【グループ討議】

検討課題①

検討課題②

学校の危機管理研究Ⅱ： 個別事例研究

第1回：学校の危機管理と学校組織

担当：

柳澤良明・野村一夫・津山勝義



- (0) 「学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究」の概要
 - ① 「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」の目的
「学校で生じる危機を取り上げ、危機に対応する上で必要となる校内体制づくりの視点や考え方を学ぶとともに、個別事例を取り上げ、どのようなケースにも対応できる学校組織の要件を学ぶ」
 - ② 「第1回 学校の危機管理と学校組織」の構成
 - (1) 学校における危機の分類と危機管理の3つの段階 (1の復習)
 - (2) 校内の協働体制づくり～「危機管理マニュアル」の見直し～ (1の復習)
 - (3) 関係機関等との協働体制づくり

- (1) 学校における危機の分類と危機管理の3つの段階 (1の復習)
 - ③ 危機管理の3つの段階
 - <段階Ⅰ>：「事前」のリスク・マネジメント～予防する、①点検、②避難訓練、③教職員研修、④安全教育
 - <段階Ⅱ>：「発生時」のクライシス・マネジメント～命を守る、①初期対応、②連携・協働
 - <段階Ⅲ>：「事後」のクライシス・マネジメント～復旧・復興する、①事後の対応、②心のケア、③調査・検証・報告・再発防止等

- (1) 学校における危機の分類と危機管理の3つの段階 (1の復習)
 - ③ 危機管理の3つの段階
 - <段階Ⅰ>：「事前」のリスク・マネジメント～予防する、①点検、②避難訓練、③教職員研修、④安全教育
 - <段階Ⅱ>：「発生時」のクライシス・マネジメント～命を守る、①初期対応、②連携・協働
 - <段階Ⅲ>：「事後」のクライシス・マネジメント～復旧・復興する、①事後の対応、②心のケア、③調査・検証・報告・再発防止等

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

① 「危機管理マニュアル」の作成：学校保健安全法
<危険等発生時対処要領（＝危機管理マニュアル）の作成等>
「第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図る
ため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時に当該学
校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要
領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成
するものとする。」
「2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓
練の実施その他の危険等発生時ににおいて職員が適切に対処する
ために必要な措置を講ずるものとする。」

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

② 「危機管理マニュアル」<見直しの視点>

- 1. 必要な内容が過不足なく盛り込まれているか？
～「何が」「どこまで」盛り込まれるべきか？
- 2. 使い勝手の良いマニュアルになつているか？
～「使い勝手の良いマニュアル」には何が必要か？
- 3. 全教職員がその内容を十分に理解しているか？
～教職員が的確に「行動」するために、「何を」
「どこまで」理解しておくことが必要か？

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

③ 「危機管理マニュアル」見直し
<グループ活動の手順>

- a. 役割分担（各グループ）
 - ・司会（1名）／報告者（1名）
 - ・意見交換（各グループ）
- b. 3の視点から、1.5分間で、各人の「危機管理
マニュアル」について、グループ内で意見交換
を行う。

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

④ 「危機管理マニュアル」見直し
<グループ活動の手順>

- c. 視点1～3の報告（全体会）
- ・各グループの報告者（1名）が、他のグループ
にも共有すべき点について報告する。
- ・要点を整理し、各グループ1分程度で、簡潔に
報告する（全10グループ）。

- (2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニユアル」の見直し～
- ③ 「危機管理マニユアル」見直し
<グループ活動の手順>
d. 報告に対するコメント
- ・野村一夫先生
～おもに小学校の事例について～
 - ・津山勝義先生
～おもに中学校の事例について～

- (2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニユアル」の見直し～
- ④ 「危機管理マニユアル」見直しのポイント
1. 必要な内容が過不足なく盛り込まれているか?
→ 多様なケースに対応できる協働体制を盛り込む
 2. 使い勝手の良いマニユアルになつてているか?
→ 対応全体が俯瞰でき、「漏れ」をチェックできる
 3. 全教職員がその内容を十分に理解しているか?
→ 現場で臨機応変に役割分担ができ、機動性のある協働体制を構築できる

- (3) 関係機関等との協働体制づくり
- <想定される関係機関等>
- a. 医療機関等（病院・保健所・相談所、等）
 - b. 警察・消防
 - c. 地域の関係団体
 - d. 首長部局・教育委員会
 - e. PTA・地域住民・ボランティア
 - f. スクールロイヤー・学校弁護士
 - g. 近隣の学校
 - h. 大学等の研究機関

- (3) 関係機関等との協働体制づくり
- ① 「関係機関等との協働体制づくり」の現状
<グループ活動の手順>
- a. 意見交換
5分間で「関係機関等との協働体制づくり」の現状について、グループ内で情報共有を行う。
- b. 報告
各グループの報告者（1名）が、他のグループにも共有すべき点について報告する。
・要点を整理し、各グループ1分程度で、簡潔に報告する（全10グループ）。

表 学校における危機の分類（改訂版）

分類	内容（例）	
①児童・生徒にとっての危機		
教育活動	学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症、運動時の事故
	その他	学校施設利用中の事故、不審者の侵入、外国籍児童・生徒（JSL）、差別（LGBT）
登下校	交通事故	死傷事故等
	不審者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健康	感染症	新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染、突然死
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入
問題行動等	非行事案	万引き、暴力、器物損壊、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷
施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等、テロ
②教職員にとっての危機		
教職員	不祥事	飲酒運転、交通事故、体罰、セクハラ等
	健康管理	心身の不調による業務への影響
	保護者	保護者に対する不適切な対応、不当要求やクレーム
	教職員	対教師暴力、教職員間のトラブル
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等、テロ
③（児童・生徒を含む）保護者・地域住民にとっての危機		
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等、テロ
教育活動	学校行事	学校行事等の事故、保護者間のトラブル

(出典：新潟県立教育センター「安全な学校づくりを目指す危機管理講座【資料編】」を柳澤が一部改変)

「危機管理マニュアル」の課題

氏名（ ）

自校の「危機管理マニュアル」の課題	
視点1. 必要な内容が 過不足なく 盛り込まれて いるか？	
視点2. 使い勝手の 良い マニュアルに なっている か？	
視点3. 全教職員が その内容を 十分に 理解している か？	

「関係機関等との協働体制づくり」の現状

氏名 ()

想定される関係機関等	「関係機関等との協働体制づくり」の現状

学校の危機管理研究Ⅱ 第2回 授業計画

「学校の危機管理と学校組織の信頼」(毛利、野村、津山)

(9月21日午前、2コマ目)

おもに学級崩壊の問題を取り上げながら、学校における危機の捉え方と危機管理、クレーム時代における学校組織の信頼、危機に対応する管理職と教職員の関係について、いくつかの事例を通して検討する。

(1) 学校における危機の捉え方と危機管理 (講義)

- ・危機をどうとらえるか。
- ・危機に対する人間の二つの態度
- ・マニュアル化の功罪

(2) 学級崩壊というリスク (講義、演習)

(事例) 管理職として「学級崩壊というリスク」にどう備え、対応していくか。

(3) 危機に対応する管理職と教職員との関係 (講義、演習)

(事例) 管理職と教職員の関係・・指導なのがパワハラなのか

まとめ (講義)

- ・クレーム時代の中の学校と「立ち去り型サボタージュ」
- ・学校組織の信頼を高める危機管理
- ・危機に対応する管理職の在り方

金枝朝礼 「空気について」
平成23年6月29日

① 今日は、「空気」について話します。
「空気」といっても、約80パーセントの空気と約20パーセントの酸素からなる地球表面を覆う大気のことではありません。

② 「あの人は、空気を読めない」とか、会議中に流れている「空気に逆らえない」とか言うときの「空気」です。

ユニバーシティの場において、よく「場の空気」という慣用表現で言い当てられる言葉なのです。

どうやら、人間関係のあるところ、人とのコミュニケーションのあるところには、何らかの「場の空気」が流れしており、雰囲気が醸し出されているようです。

③ 以前、「空気が読めない」ことを略してKYという言葉が流行ったりしましたが、この言葉には差別的な響きもあって、私は、あまり使いたくないかもしれません。ただし、人間関係やコミュニケーションを取った多くのハウツー本は、「場の空気」を説くことを、高いコミュニケーション能力の現われとして、肯定的・積極的に解釈しています。

④ その一方で、「場の空気」が起こす集団心理の危険性について指摘した本も、たくさんあります。

山本七平（しちへい）の『「空気」の研究』（1977）は、そういう立場から書かれたすぐれた本です。山本七平は、空気を読むことがしばしば集団の意思決定をやがめ、限らせることがあります。

⑤ 集団現象としての「いいじめ」や差別、風評被害、あるいは昨年話したボラリゼーション（極化現象）において、「空気を読む」とことの弊害、いや「空気を読む」というよりは、「空気の支配」、「空気の圧力」に屈してしまうことの弊害を、明瞭に見てとることができます。

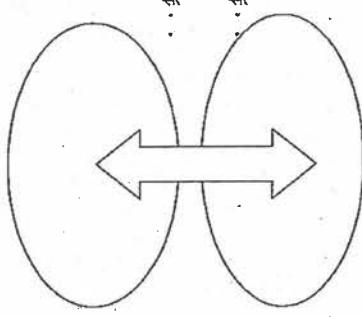
⑥ ところで、学校の教室にも、濃厚な人間関係とコミュニケーションがあり、「場の空気」が流れています。

⑦ 以前、私は、よい学級（クラス）は、「そこにいて、安心できる場所」であるとともに「そこにいて、成長できる場所」であるといいました。なぜ、「そこにいて、安心できるのか、成長できるのか」といえば、それは、教室という場所に、「仲間大切にする空気」が流れおり、「仲間と向かう空気」が流れているからです。

これで、今日の話を終わります。

⑧ 教室に、そういう「よい空気」が流れなければ、私たちはその「よい空気」を吸って、自然に、仲間を思いや、頑張ることができます。背が低いから、自分も優しくなる。皆が頑張るから、自分も頑張る。問題は、その逆の場合です。

⑨ 実は、個人としての私たちの在り方・生き方には、「一定の幅」があります。例えば、私たちは努力家でもあるし、怠け者でもある。私たちには仲間思いでもあるし、身勝手でもある。その「一定の幅」のなかで、いま、どのレベルで生きるのがは、私たちがそこにいる「場の空気」、私たちが所属する集団が醸し出す雰囲気、集団の土氣（モラール）によって、大きく変わります。



・集団の土気が高いと、ここで踏みとどまれる
・集団の土気が低いと、ここに押しとどめられる
⑩ さて、問題は、教室に「よい空気」ではなく「よくない空気」が流れている場合でした。

このとき、「よくない空気」に流されないばかりか、この「空気の圧力」に対して自動的に抵抗し、「空気を変える」、あるいは「よい空気を作りだす」ことが、教室の中にある一個人にできるでしょうか。これは、なかなか難しい。なぜなら、みんな同じ「場の空気」を吸っているからです。大人だって、難しい。

それほど難しい課題であることを知りつつも、私は、附中生に、集団が醸し出す「空気」に対して自覚的で、よりよい空気を作りだすために、積極的に貢献できる人間になつほしいと思います。

それが、「自ら立ちつつ、共に生きる人間」の、一つの具体的なあり方であり、これから日本の日本において求められる人間のあり方だからです。

全技術礼「シンク・スマールの効用」

2011年、11月16日

- ① 今日は、「シンク・スマール」(小さく考えること、小さな単位で考えること)の効用について話します。

② まず、最初に、「シンク・スマール」(小さく考えること、小さな単位で考えること)と「シンク・ビック」(大きく考えること、大きな単位で考えること)は、どちらも必要な考え方(発想)であって、どちらが正しく、どちらが間違っているか、ということではない、ということを断つておきます。

③ 時と場合によって、自覚的に使い分けなければならない。あるときは、大きく考える、あるときは、小さく考えるというように。

④ では、どういうときに「シンク・スマール」なのか。

たとえば、日本である出来事が年間100000回起こりました。それは、「多すぎのか」「少なすぎのか」100000回も起こったのか。100000回しか起こらなかつたのか。すぐには判断できません。

こんなときは、シンク・スマールです。100000を100で割ります。すると香川県での出来事が年間1000回弱起こることがわかる。なぜ100で割ったかはわかりますよね。日本の人口が1億2千万、香川県の人口が100万、それで、およそ100分の1なのです。計算を複雑にしないために、国の数字を、二ヶタ減らせば香川県の数字になる。そんな大雑把な計算で構いません。「多すぎのか」「少なすぎのか」を簡単に判断するための、操作なのです。

香川県で年間1000回弱起こるということは、香川県でおよそ1日に3回弱起こること。

1日に3回も起こると考えるのか、1日に3回しか起こらないと考えるか、今度は、実感をもって、多いか少ないかを判断できます。単位を小さくすることで、実感を持つて判断できます。

大きな数字をみると、それが多いのか少ないのか、判断できなくなるときがある。そんなとき、1店舗当たり、1日当たり、一人当たり、という小さな単位で考えると、見てくることがあります。

これが、「シンク・スマール」の効用です。

⑤ さて、もう一つのシンク・スマールの効用について、話します。

大きな夢や目標をもつことは必要です。シンク・ビック(大きく考える)です。しかし、同時に、今日できる簡単なこと、小さいことに集中することも重要です。シンク・スマール(小さく考える)です。

⑥ 大きな目標の実現は難しい。

しばしば、私たちを遠方にくれさせます。本当に実現できるのか。不安に陥ることもあります。

そんなときは、大きいことは忘れて、小さいこと、今日できる簡単なことに、集中したほうがよいことが多い。

もちろん、今日できる簡単なこと、小さいことを導き出す、割り出さためにには、「大きく考えること」も必要です。

大きく考えるければ、方向が見えできません。夢や目標、ビジョンというものは、私たちが向かう方向です。しかし、具体的に行動は、少しずつ一小歩から始まります。そのため小さな一歩を踏み進めるしかないと。

だから、「大きく考える」か、それとも「小さく考える」かの、あれかこれか、ではない。

話が大きくなればなるほど、あえて小さく考えることが必要になります。小さな話になればなるほど、あえて大きく考えることが重要になる。そういう関係です。

⑦ ただ、夢や目標の実現の難しさに、途方にくれたり、不安になつたりしたら、

あるいはスランプに陥つたら、そんなときは、自分に「シンク・スマール」と言い聞かせて、コツコツと、あるいは淡々と、歩んでいけばよい。小さな一步を踏み重ねていけばよい。

「縁分と両端」(ポラリゼーションとスプリッティング)

①ここに、一本の縁分を引いてみましょう。

縁分ですから、両端ができます。

一方の端が+極なら、他方の端は一極。
もし、縁分が世論とすれば、一方の端は北極で、他方の端は南極ですね。

今日は、この一本の縁分とその両端の極を使って、二つの話をします。
一つは、ポラリゼーションという現象、もう一つは、スプリッティングという現象について話します。

②まずは、ポラリゼーションについて。この言葉は、北極、南極の極を意味するポール(Pole)を動名詞化した言葉です。日本語では、極化(北極、南極の極に化けると書いて、極化)と訳します。それはこういう現象です。

③似たような考え方や似たような傾向をもつた人たちが集まります。話し合って、何かを決めるとしています。そうすると、話し合えば話し合うほど、彼らの傾向が增强して、彼ら出した結論は、その傾向を極端にまで押し進めたものになっていくのです。これが、極化現象(ポラリゼーション)です。

④例えば、冒険的な考え方をする人たちがいるといいます。リスクは高いけれど成果は大きいという場合、思い切ってやるべきだという考え方をする人たちがいる。他方では、慎重な考え方をする人たちもいます。リスクはできるだけ避けたがるべきだ、安全策でいくべきだという考え方をする人たちです。一方の極が冒険派なら、他方の極は、慎重派です。

⑤さて、たいていの場合、冒険派は冒険派だけで集まり、慎重派は慎重派だけで集まって相談することを好みます。同じような傾向をもつた人たちだけが集まって話し合うと、どういうことが起こるのか。極化現象(ポラリゼーション)が起ります。

⑥実は、冒険派の中にも、どの程度冒險的なのかの程度の差があるはずです。すごく冒險的な人、かなり冒險的な人、どちらかと言えば冒險的な人。しかし、もともと冒險的な傾向をもつた人が集まって話し合うと、より冒險的な意見が強くなり、そして最後に集団が出す結論は、やめんな人が抱いていた考え方の平均よりも、さらに冒險なものになるのです。

⑦慎重派の中にも、どの程度慎重なのかの差があるはずです。すごく慎重な人から、どちらかといえば慎重な人まで。ところが、もともと慎重な人たちが話し合うと、より慎重な意見が強くなり、そして集団が出す結論は、やめんな人が抱いていた考え方の平均よりも、さらに慎重なものになるのです。

(冒険派にしろ、慎重派にしろ、同じような傾向をもつたたちが集まって、そのなかで話し合うと、それぞれの傾向を增强させ、どちらもより極端な方へとふれしていくのです。)

⑧似たような考え方や似たような傾向をもつたたちが集まって、そのグループの中だけでいつも話し合っていると、こういう極化現象(ポラリゼーション)が起ります。+極に近いところでも、-極に近いところでも、一極に近いところでも、極化現象が起こって、それの傾向が增强し、やがて、一方には+極の原理主義が、他方には-極の原理主義が出来上がってしまうのです。しかもまずいことに、グループのなかに居るたちは、自分たちの考え方の偏りにあまり気づいていません。

⑨私たちの視野を拡大してくれるはずの集団思考が、逆に、私たちの視野を狹めてしまうこともあるという極化現象(ポラリゼーション)。この皮肉な現象を避けるためにはどうしたらよいのか。

一つは、私たちの考えていることが、違う立場から見たら、どのように見えるのか。広い社会の目で見たら、どのように見えるのか、つねにイメージーションを働かせてみることが必要です。

もう一つは、似たもの同士、気の合うもの同士だけで居まるのではなく、バラエティに富んだ複数の人間関係の中に自分をおいて、自分の視野を広げようと心がけることが必要です。

⑩さて、縁分とその両端のイメージ図を使って、もうひとつスプリッティング現象についてお話ししようと考えていました。スプリッティングについては、次の金枝樹札でお話しすることになります。

今日は、これで終わります。

全校朝礼（11月15日）

「極分と両端」（ボラリゼーションとスピリッティング）その2

①先週の全校朝礼では、1本の線分とその両端のイメージを使ってボラリゼーションという現象について話しました。

似たような考え方や傾向をもつたちが集まって、いつもそのグループの中で話し合ってみると、十極に近いところでも、一極に近いところでも、どちらの傾向が増幅される。どちらもよりPoleに近い方向、極端な方向へとブレていくことがあります。

②今日は、先週と同じ、一本の線分とその両端のイメージを使って、スピリッティングという現象について話します。

③スピリッティングは、「分割する」という意味の動詞splitの動名詞形です。ですから、「分割すること」というのがもとの意味です。一個のスイカを真二つに分割する。ただし、ここでは心理用語として応用されています。私たちは、一本の線分が、まん中のところで割れて、十極と一極に分割されるイメージを使って、この心理状態について考えてみましょう。

④では、心理用語としてのスピリッティングにおいて「分割される」のは何か。何らかの対象の「評価」が分割されます。その対象というのは、人物でも、制度でも、思想でもよいのですが、何らかの対象の「評価」が、「完全によい」か、「完全に悪い」か、「完全に正しい」か、それとも「全面的に間違っている」か、この2種類に分割されてしまいます。中間の評価がありません。「少し悪いところがあるけど、だいたいよい」とか、「良いところもある」とか、そういうニュアンスのある中間的な評価がなくして、全面肯定か全面否定か、この二つに一つの態度、二者択一の態度しかしない。まさに、オールorナッシング、100かゼロかの世界ですね。こういう極端な「二つに一つの態度、二者択一の態度」しか取れない心理状態がスピリッティングなのです。

⑤スピリッティングは子供っぽい心理状態です。成熟した大人は、世の中には全面的に正しいものも、全面的に間違いというものも、あつたにないということを知っています。だから、完全に良いとも悪いとも割り切れないところで、その割り切れないと改善の努力を重ねていかなければならぬ、それが、成熟した大人のものの見方です。

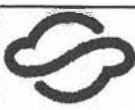
⑥さて、スピリッティングの心理状態になると、その人の周りには、「完全に良い人」か「完全に悪い人」か、敵か味方かの2種類しかないことがあります。しかもまさに同じ一人の人物が、ある時点を境に「完全によい人」から「完全に悪い人」へ、味方から敵へと180度ガラリと変わることが起こる。

⑦私たちは、このような現象を、(個人の心理状態としてだけでなく)病理的な社会現象として見出すごともできます。サッカー・ワールドカップのカメリーン戦を挟んでの、今までの「岡田やめろ」の大合唱から、「岡ちゃんよくやった」の称赞の嵐への評価の急変。実は、バッシングと称赞は、背中あわせです。「全面的に悪い」と「全面的に悪い」の評価は、もとつも遠い評価のようで、実は、最初から容易に(よいから悪いへ、悪いからよいへ)反転する隙り合わせ(背中あわせ)の評価だったのです。極端と極端は、最も近い親戚です。

⑧私たちは、週刊誌やワイドショーにおいて、特定のタレントが、まずは持ちあげられ、そのあとバッシングされるという、評価の急変を目の当たりにします。ここにも、病理的な社会現象としてのスピリッティングを見てとることができます。このような現象は、見通しきかない世の中で、人々が不安定になり、こころのゆとりを失うほど、強まるようになります。

ゆとりを持って、ものごとを多面的・多角的に眺めること、よい、悪いの判断を怠がず、場合によっては、判断を留保したまま、良いとも悪いともつかないあるいは間に耐えながら、じっくり時間をかけて考え方続けることが求められています。

これまで、今日の話を終わります。

KAGAWA
UNIVERSITY

学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究

第4回 学校の危機管理といじめ対応

香川大学大学院教育学研究科
高度教職実践専攻（教職大学院）
金綱知征・野村一夫・津山勝義

1

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく総務省からの勧告と、文科省の対応 いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要）

[報告日：平成30年3月16日(金)
報告先：文部科学省、法務省]

背景等	
<p>● いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策強法」（以下「法」という。）が施行。法でいじめ者定義（①）とともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定</p>	
<p>● 文部科学省は、法施行3年後の見直しとして、29年3月に基本方針を改定</p>	
<p>● 28年度のいじめの認知件数は約32万3,000件で過去最多。児童生徒殺戮当たりの認知件数には、認識用東閣で約19箇の差あり。いじめを背景とした重大事故は皆無を越えた。</p>	
<small>(注) 法のいじめの定義は、「児童等に対する、当該児童等が心からする事なくして、当該児童等を一方的に恐れさせる行為（イシケキット）を通じて行われるものを含む。」であって、当該行為の对象となる児童等に心から恐れを感じているものも含まれている。</small>	
<small><関連参考文献> 文部科学省、国家公安委員会「警戒力」、法務省、厚生労働省、立派な社会貢献者会員会、法施行馬上公安委員会、4市町村、56市町村教育委員会、ひばりが丘、99公立小学校、51公立高等学校、香川県立高松高等学校、香川県立高知高等学校、香川県立高知高等学校</small>	

白紙等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果	
<p>1 分析結果</p> <p>調査報告書は、学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産</p> <p>今回、重大事態66事案から、学校等の対応の課題等を整理、分析（②）</p> <p>（注）分析結果は重大事態の主な傾向を示したものではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いじめの認知率に係る課題（56%） <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの実情を限定解釈 ・ この程度は悪ふざけやじられあいで問題なく、本人が「大丈夫」と言えはいじめではない等 ● 学校内の情報共有に係る課題（61%） <ul style="list-style-type: none"> ・ 指任担当の教員等と情報共有せず等 ・ 組織的対応に係る課題（64%） <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に全てを任せ、学校として組織的対応せず等 ● 重大事態発生後の対応に係る課題（35%） <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会から意見への法に基づく発生報告が遅延等 	<p>2 いじめの正確な認知の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校において、法のいじめの定義を限定して解釈 <ul style="list-style-type: none"> ① いじめの認知の判断基準について、正解とは別の「複雑性、累積性」等の要素により、限定して解釈する例あり（24%） ② 認識の要素でも正解とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり（12%）
<p>3 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会等において、法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例あり（地方公共団体の長への重大事態の発生報告（2%）、調査結果の報告（1%）等） 	
<p>4 問保行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法務省において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すのみで、当該相談を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%） 	
<small>(参考) いじめの発見から対処に難しくて工夫している取組</small>	
<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ対応の各段階、ネットいじめ、重大事態への対処等の工夫している取組を整理 	

2

「疑わしいもの」への「気づき／認知」が対応のスタートライン
 (H30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料参考)

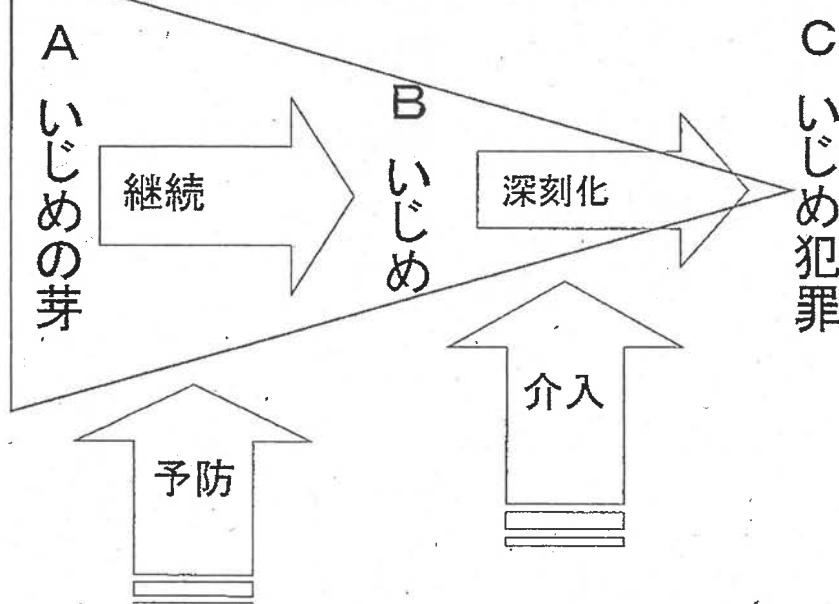
- ・「気づき」と「認知」が対応のスタートライン＝「いじめ」であるかどうかを「判断」するのではなく、「いじめかもしない」行為すべてに対応 ⇒ 「広範な定義」+「全件組織的対応」(法第23条)
- ・「何がいじめにあたるのか」は「いじめ防止対策推進法」の定義にしたがって判断すること ⇒ 定義の意味を周知・徹底し、個々人が自分なりの限った解釈をしない
- ・学校や家庭・地域・関係機関等の相談機能の充実・整備と、周知の徹底
- ・「全件組織的対応」の前提として、法律上のいじめに該当する全ての事案が校内の「いじめ対策組織」(設置義務)へ報告され、情報が組織的に共有されることが重要
- ・「事実確定→対応」のパターンから「疑わしい状況への迅速・適切な対応→事実確定」のパターンへ

*大切なことは、児童生徒や保護者の痛み・苦しみと、それが生じた状況に向き合うことを後回しにしないこと。いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒はしっかりと守り、いじめた児童生徒については謝罪ありきではなく、成長につなげる指導を目指す。

*認知(=対処) 件数の多いときは、子どもを守るために、いじめに向き合った証しであり、学校・家庭・地域の感性と教育力と意識の高まりの証しでもあるとして、積極的・肯定的に評価すべき

3

いじめのプロセスモデル (Toda, Strohmeier, & Spiel, 2008)



4

グループワーク1：温度差問題への対応

1-1. 先述の教員の4つの行動のうち、1つでも「当てはまる」同僚がいますか？

1-2. あなたは同僚として、その状態を改善するために何をしていますか？

- 最初に2～3分間、自身の学校の状況を思い浮かべてみてください。
- うまくいったこと、いかなかったこと、それぞれ記述してみてください。
- 皆さん書けたらグループ内で共有しつつ、出てきた意見以外でできそうなことについて考えてみてください。
- 後ほどいくつかのグループに「これは良いアイディアだ！」と思うものを発表してもらいたいと思います。

5

重大事態の理解と対応

【重大事態とは】（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

* 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない
- 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない
- 調査をせずに「いじめの結果ではない」「いじめではない」等の結論を出すことは絶対にあってはならない

* 「重大事態」が発生したときは、地方公共団体の長に報告し、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられているが、こうした措置が講じられなかったことが発覚し大きな問題となるケースが散見される。それらのケースの多くは「重大事態」の意味・意義を正しく理解していないことが原因。

6

グループワーク2：個別事例の検討

別紙の個別事例について、以下の3つの観点から検討してください。

- 2-1. いじめの予防・対応の観点から
- 2-2. 生徒への支援の観点から
- 2-3. 保護者対応の観点から

1. 最初に10分間程でまずは自身の考えをまとめてください。
2. グループ内で意見共有しつつ、本事案における効果的な介入・対応について学級担任、管理職、養護教諭、いじめ防止担当など異なる立場／役割の視点から更なる検討を進めてください。
3. 後ほどいくつかのグループに「これは良いアイディアだ！」と思うものを発表してもらいたいと思います。

7

事例解説①：いじめの予防・対応の観点から

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- ・本事例は、Aの学級担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、いじめ対策組織の情報集約を担当する教員が、校長を含む管理職に報告した際に、管理職が対応を任せにしたこと、事態が深刻化した事例といえる。
- ・本事例では、初期段階で積極的にいじめと認知しなかったため、初動が遅れただけでなく、A及び保護者からの信頼を失ってしまっている。なかでも、学級担任が、養護教諭の進言やAの保護者の訴えがあったにもかかわらず、これを軽視し、いじめ対策委員会に報告しなかったことは適切でなかったと考えられる。
- ・上述のとおり、養護教諭が、集約担当を通じてAに対するいじめの疑いを進言したにもかかわらず、管理職が対応を任せにし、いじめ対策組織で協議しなかった点については、組織的対応が不十分であったと言わざるを得ない。

8

グループワーク1：温度差問題への対応

1-1. 先述の教員の4つの行動のうち、1つでも「当てはまる」同僚がいますか？

1-2. あなたは同僚として、その状態を改善するために何をしていますか？

- ・最初に2～3分間、自身の学校の状況を思い浮かべてみてください。
- ・うまくいったこと、いかなかったこと、それぞれ記述してみてください。
- ・皆さん書けたらグループ内で共有しつつ、出てきた意見以外でできそうなことについて考えてみてください。
- ・後ほどいくつかのグループに「これは良いアイディアだ！」と思うものを発表してもらいたいと思います。

5

重大事態の理解と対応

【重大事態とは】（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

* 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない
- ・調査をせずに「いじめの結果ではない」「いじめではない」等の結論を出すことは絶対にあってはならない

* 「重大事態」が発生したときは、地方公共団体の長に報告し、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられているが、こうした措置が講じられなかつたことが発覚し大きな問題となるケースが散見される。それらのケースの多くは「重大事態」の意味・意義を正しく理解していなかったことが原因。

6

グループワーク2：個別事例の検討

別紙の個別事例について、以下の3つの観点から検討してください。

2-1. いじめの予防・対応の観点から

2-2. 生徒への支援の観点から

2-3. 保護者対応の観点から

- 最初に10分間程でまずは自身の考えをまとめてください。
- グループ内で意見共有しつつ、本事案における効果的な介入・対応について学級担任、管理職、養護教諭、いじめ防止担当など異なる立場／役割の視点から更なる検討を進めてください。
- 後ほどいくつかのグループに「これは良いアイディアだ！」と思うものを発表してもらいたいと思います。

7

事例解説①：いじめの予防・対応の観点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- 本事例は、Aの学級担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、いじめ対策組織の情報集約を担当する教員が、校長を含む管理職に報告した際に、管理職が対応を任せにしたこと、事態が深刻化した事例といえる。
- 本事例では、初期段階で積極的にいじめと認知しなかったため、初動が遅れただけでなく、A及び保護者からの信頼を失ってしまっている。なかでも、学級担任が、養護教諭の進言やAの保護者の訴えがあったにもかかわらず、これを軽視し、いじめ対策委員会に報告しなかったことは適切でなかったと考えられる。
- 上述のとおり、養護教諭が、集約担当を通じてAに対するいじめの疑いを進言したにもかかわらず、管理職が対応を任せにし、いじめ対策組織で協議しなかった点については、組織的対応が不十分であったと言わざるを得ない。

8

事例解説②：生徒への支援の観点から

- ・本事例では、学級担任が欠席3日目の時点で欠席理由を把握していなかったことは問題。仮にいじめの兆候がなかったとしても、家庭訪問の実施、保護者との連絡、他の生徒からの情報収集を図る等により、欠席理由を把握するよう努めるべきであった。
- ・被害生徒が教室へ入れない状況が続いている場合は、適切なアセスメントにより策定された支援計画に基づき、組織的・計画的に支援を行うことが必要。

9

事例解説③：保護者対応の観点から

- ・いじめの疑いを含め、欠席が続いた初期の段階からAの心情へ寄り添い、家庭での様子について情報提供を依頼するとともに、継続的な家庭への連絡や家庭訪問を通じて、Aが欠席をする理由や背景について探る必要があった。

10

【グループワーク2：いじめ事例検討】

2-1：いじめの予防・対応の観点

2-2：生徒への支援の観点

2-3：保護者対応の観点

学校の危機管理研究Ⅱ 第4回 学校の危機管理といじめ対応

学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究

#4: 学校の危機管理といじめ対応

(担当: 金綱・野村・津山 2019.09.21)

【グループワーク1: 教員の温度差問題への対応】

() 消極的ないじめ認知・対応

() いじめ対応スキルが未熟

() いじめのきっかけになる言動

() いじめや体罰

個別検討

グループ討議

【事例 1】

ある日、中学2年の女子生徒Aが体調不良を理由に欠席した。担任は生徒を通じて連絡ノートを届けたが、電話連絡はしなかった。ところがAが翌日も欠席したため電話連絡をすると「明日は行けそうです」という言葉があったため担任は安心したが、Aは翌日も欠席した。担任は、欠席3日目も電話連絡をしたが、欠席の理由は体調不良としか把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかったため、校内のいじめ対策組織への報告はしていなかった。

欠席4日目に、養護教諭から「いじめの疑いはないのか」という指摘を受けたことから、担任が家庭訪問してAに確認したところ、同じ友人グループのB、C、Dから数日間無視されているとの訴えがあった。またAの保護者からも同様に「娘はB、C、Dから無視されていると言っている。3人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり調べて対応してほしい」との訴えがあった。

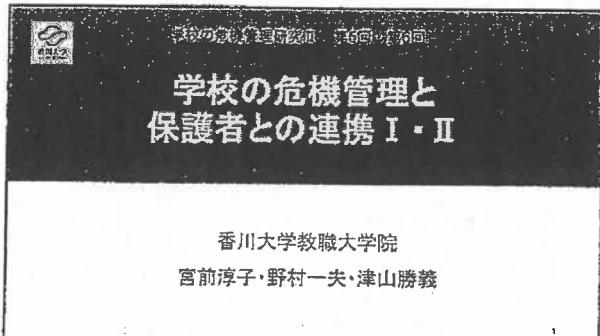
担任はその日のうちにB、C、Dに対して事実確認を行ったが、3人全員が「そのような事実はない」と回答したため、再度Aに「3人ともそんなつもりはないと言っている。気にしすぎではないか」と伝えた。また明日は学校に来られるかと尋ねたところ、「学校に行く」という返答であったため、Aのその言葉を信じて連絡を終えた。担任は養護教諭にも「いじめではなかった」旨を伝えた。

ところがAの欠席はその後も続いた。欠席が1週間を過ぎたときに、養護教諭から校内のいじめ対策組織の情報集約担当に、「Aの欠席はいじめが原因ではないか」との進言があった。情報集約担当はすぐにその旨管理職に報告したが、管理職は「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう」との判断で、いじめ対策委員会において対応が協議はされることはなかった。

その後、今度はCが体調不良を訴えて保健室を訪れ、養護教諭に「教室に居たくない。BとDから無視されて辛い。Aもいじめられて不登校になったんだ」と話した。養護教諭は、すぐに校内いじめ対策組織にその旨報告し、校内いじめ対策組織から管理職に報告された。この時に初めていじめ対策委員会が招集された。

いじめ対策委員会の協議を受けて、担任が改めて家庭訪問を行ったが、Aは会いたくないと言って面会はできなかった。また保護者にも経緯を説明したが、「欠席してから1週間になるのに、なぜもっと早く気づいてもらえないかったのか。Cがいじめられていなかったら、うちの子はどうなっていたのか」と対応の遅さを責められた。Aの欠席はそれから数日続いたが、Aの自宅に担任と学年主任が家庭訪問し、対応が遅れたことを詫びるとともに、Cが学校でB、Dからいじめられたことや、B、Dに対して指導したことを伝えた。それを聞いたAは保健室登校ができるようになり、B、C、Dからの謝罪も受けたが、教室には入れない日々が続いている。

Aの保護者からは、担任に対する不信感が募り「娘が学校に行けなくなったのは担任がいじめを発見できなかったせいだ。担任を変えてもらいたい」と校長に依頼があった。Aの保護者とB、C、Dの保護者との関係は修復されたが、双方が担任を批判する側となり担任は対応に苦慮していることから、その後のAの保護者対応は、学年主任と養護教諭が担当している。



グループで話してみましょう

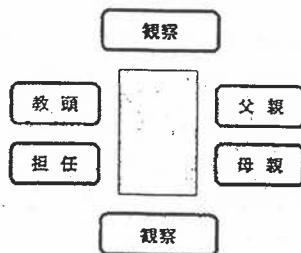
1. ご所属、お名前を教えてください。
2. 「あなたにインタビュー！」
 - ①カードを裏向きに並べます。
 - ②1番目の人は、カードを1枚えらんでください。
カードをめくり、質問に答えましょう。
 - ③次に、2番目の人がカードを選び、答えます。

演習1. 保護者面接のロールプレイ

【演習の目的】

1. 困難な事例にできるだけ多くふれること。
2. 保護者や観察の役をとおして得た気づきを共有し、保護者面接における自身の課題を発見すること。

演習1. ロールプレイのイメージ



ロールプレイの進め方(1)

1. ワークシート1に記入
2. 隣の席の先生と、ペアで事例を共有
 - ① 2つのうち、どちらかの事例を採用します
 - ② 家庭側の役割を、2人で分担します
 - ③ 先生役のペアにお願いする役割を決めます

ロールプレイの進め方(2)

3. 時間がきたら、合図をします。
「先生役」のペアに、ある程度の情報を伝えます。
→ 2分ほど、作戦会議をします。

先生役 のペアに伝えましょう

1. 私は **父親** の役、○○先生は **母親** の役をします。
2. 子どもは **中3の男子** です。
例: クラスで無視されていることで、相談します。
3. お二人には **教頭** と **担任** の役をお願いします。

ロールプレイの進め方(3)

4. 1回目のロールプレイ (10分程度)
(ペアAの事例)
「今日は、～のことについて相談にきました。」
5. ワークシート2に記入
6. グループでの振り返り
⇒ 2回目(ペアBの事例)

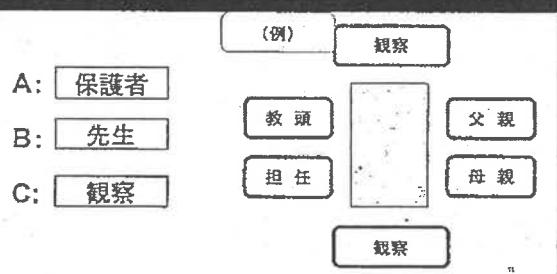
記入上の注意点 (シートは回収しません)

- ・保護者への対応に苦慮した事例を記入してください。
- ・内容は改変しても構いません。
 - ほかの先生の意見を聞いてみたいケース
 - × 思い出ると、とてもつらくなるケース
 - × 今まさに対応中のケース

ペアで事例を共有しましょう

1. 事例について、少し詳しく話してください。(2人で10分)
2. ワークシートの(4)に記入しましょう (5分)
 - ① 2つのうち、どちらかの事例を採用します
 - ② 家庭側の役割を、2人で分担します
 - ③ 先生役のペアにお願いする役割を決めます

【1回目】 席を移動しましょう



A ⇒ B 先生役 のペアに伝えましょう

1. 私は _____ の役、○○先生は _____ の役をします。
2. 子どもは _____ です。
_____ ことで、相談します。
3. お二人には _____ と _____ の役をお願いします。

作戦会議

・名札をつけましょう。

“観察”担当の先生は 少しお待ちください。

1回目のロールプレイ

1. 約10分間、ロールプレイをしてみましょう。
保護者役「今日は、～のことでの相談にきました。」
2. ワークシート2 に記入しましょう
3. グループでのふりかえり
司会:「観察」役の先生

演習2. 保護者からの要望

1. ワークシート3 事例を読んでみましょう。
2. あなたが教頭先生だったとしたら…
あなたの考えを書いてみましょう。
3. グループの人の意見を聞いてみましょう。

まとめ

1. 初期対応の重要性 “今日、話せてよかったです”
2. 保護者のねがい
3. 出来事(事実)、その評価(感情的反応・解釈)
事実でないこと(推測) を整理しよう



参考文献

- 河村茂雄(編) (2016). 保護者の安心・信頼につながる対応術
合同出版
- 小林正幸・有村久春・青山洋子 (2006). 保護者との関係に困った
教師のために ぎょうせい
- 小林正幸(監) 早川恵子(編) (2015). 保護者とつながる教師のコ
ミュニケーション術 東洋館出版社
- 諸富祥彦・植草伸之 (2004). 保護者とうまくつきあう40のコツ 教
育開発研究所
- 小野田正利 (2009). イチャモンどんどんこい！ 学事出版

ワークシート1. 保護者への対応に困難を感じた事例

注1. 内容はプライバシーに配慮して改変して頂いて構いません。 (例:児童生徒の性や学年等)

注2. このシートを回収することはありません。

(1)その事例にかかわった人物に○をつけてください。

子ども	小学校 · 中学校 () 年生	性別 (男 · 女)
家庭	父親 · 母親 · 祖父母 · その他の家族 · 関係者 ()	
学校	担任 · 学年主任 · 同僚の教員 · 教頭 · 校長 · 養護教諭 SC · SSW · その他の教職員 · 関係者→ ()	

(2)はじめに、誰が、誰に対して、何を訴えてきましたか。(何に困っていましたか。)

(3)先生が対応に苦慮したのは、どのようなところですか。箇条書きでもOKです。

(4)以下は、ペアになる先生と相談して決めてください。

①お二人は、家庭側(例:父親と母親、母親と生徒本人)の役割を担当します。

相談して、お互いの役割を決めてください。

あなたの役割 () · ペアの先生の役割 ()

②他のペアにお願いしたい役割(例:教頭先生と担任、学年主任と担任)を書いてください。

A先生の役割 () · B先生の役割 ()

ワークシート2 ロールプレイのふりかえり

・ロールプレイを振り返って、感じたことを自由に書きましょう

●1回目：あなたの役割 ()

例：役割を終えての感想、先生役のよかったです、アドバイスなど

●2回目：あなたの役割 ()

例：役割を終えての感想、先生役のよかったです、アドバイスなど

●3回目：あなたの役割 ()

例：役割を終えての感想、先生役のよかったです、アドバイスなど

独立行政法人教職員支援機構事業 「平成31年度教員の資質向上のための研修プログラム開発・実施事業」に係る委託業務（株式会社火燧）成果

「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」授業動画(YouTube)作成マニュアル

【事前準備】

0.1) YouTube チャンネルに先生を招待する方法

<https://youtu.be/MC8gfd6Kh0Q>



02) チャンネルの新規作成

<https://youtu.be/2yrM-Xfz4Uc>



03) チャンネル名の変更

<https://youtu.be/Gjzn0AQApOo>



04) チャンネルの削除

<https://youtu.be/zl6z72KzkvU>



【撮影について】

10) ワイヤレスマイクの接続方法

https://youtu.be/hqcG_FkNdVI



【編集について】

21) mac から iPhone へ画像データを送信する方法

<https://youtu.be/kAIhbE2jp1U>



22) パワーポイントのスライドを画像 (JPEG か PNG) で保存する方法

<https://youtu.be/HUtLq7r9Ooo>



23) iMovie の使い方

<https://youtu.be/rksk4Usf91k>



24) iMovie の使い方 ピクチャインピクチャ編集(ワイプ編集)編

<https://youtu.be/cNYQITWOjs4>



アップロードについて

30) iMovie から YouTube にアップロードする方法 new

<https://youtu.be/yXOTpFI4qr0>



上記の URL アドレス又は QR コードを読み取り、YouTube で視聴してください。
なお、掲載している URL アドレス及び QR コードは、他者へ情報提供することを
禁じます。

2019年

教員研修連携科目「学校の危機管理研究Ⅰ」事前学修用動画の視聴方法

下記のURL又はQRコードを読み取り、YouTubeで視聴してください。

なお、本科目の事前学修動画は、「限定公開」とし、受講者のみに配信しています。

※掲載しているURL及びQRコードは、他者へ情報提供することを禁じます。

【学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱの概要説明】

<https://youtu.be/JTsQFuhf1JU>



第1回

学校の危機管理と学校安全の考え方（柳澤良明）

※事前学修ワークシート有

- ①学校で想定される危機
- ②「学校安全計画」と校務分掌

<https://youtu.be/R5m3K1-bUHU>



第2回

学校の危機管理と積極的生徒指導（毛利 猛）

<https://youtu.be/vb2NXTvM7cA>



第5・6回

学校の危機管理と教職員のメンタルヘルス（宮前淳

子）

<https://youtu.be/Mmm8Nr2ZoK4>



第7・8回

学校の危機感路と保護者・住民との協働（金綱知征）

<https://youtu.be/mZqRvKOMKjM>



2019年

教員研修連携科目「学校の危機管理研究Ⅱ」事前学修用動画視聴アドレス

下記のURL又はQRコードを読み取り、YouTubeで視聴してください。

なお。本科目の事前学修動画は、「限定公開」とし、受講者のみに配信しています。

※掲載しているURL及びQRコードは、他者へ情報提供することを禁じます。

第1回

学校の危機管理と学校組織（柳澤良明）

<https://youtu.be/p4sscoxjZZE>



第2回

学校の危機管理と学校組織の信頼（毛利 猛）

<https://youtu.be/wSGQtREG4js>



第4回

学校の危機管理といじめ対応（金綱知征）

<https://youtu.be/r6d0v79szLQ>



第5・6回

学校の危機管理と保護者との連携Ⅰ・Ⅱ(宮前淳子)

<https://youtu.be/NvtnKXefY88>

